

(仮訳)

日韓自由貿易協定

共同研究会報告書

2003年10月2日

目次

概要	3
背景	5
第1部	8
第2部 日韓FTAの経済効果	14
第3部 日韓FTAの範囲	18
A. 日韓FTAの基本原則	18
B. 日韓FTAの範囲	
(1) 自由化及び円滑化	21
(2) 協力	42
(3) 紛争解決	49
第4部 結論及び提言	50
第5部 別添文書	54

概要

2002年7月、日本と韓国は、日韓自由貿易協定（日韓F T A）締結の可能性を検討するため、両国の政府、産業界、学界の代表者から構成される共同研究会を設立した。

この共同研究会は、交渉のスコープに含まれ得る幅広い範囲に渡る事項を検討した。8回にわたる精力的な議論の後に、共同研究会は、日韓F T Aが日韓双方にとって望ましい状況を作り出すことによって相互的なメリットをもたらし、東アジアにおける平和と繁栄の礎となるであろう、という結論に達した。また、共同研究会は、日韓F T Aは、最大限のメリットを実現するためには、包括性、実質的な自由化、相互利益の拡大、W T Oの規定やルールとの整合性といった原則を十分に尊重して構築されるべきであることを強調した。

共同研究会は、その作業を終了し、以下の提言を行うものである。

1. 日本と韓国が、合理的な期間内に日韓F T Aを締結することを目的として、早期に交渉を開始すること。
2. 両国政府が、日韓双方にメリットとさらなる効率化をもたらし、最終的に両国経済のさらなる発展に資するような、包括的なF T Aを作ること。
3. 日韓F T A及び両国間の経済関係全般に対して非関税措置（N T M s）が及ぼす影響の重要性を考慮し、N T M sに関する作業を、F T A交渉の枠組みの下で分科会の1つとして継続すること。
4. 両国の産業界が、構造改革と競争力強化を推進するにあたって日韓F T Aを積極的に活用すること。また、日韓F T Aを機に戦略的提携を追求し、また、さまざまな既存に産業間のフォーラムを一段と活性化させることによって、協力を発展させること。

5. 両国政府が日韓 F T A を交渉するにあたり、産業界の意見を十分に考慮すること。
6. 両国の学界が、日韓 F T A の様々な側面に関し各々の政府に助言を与えるため、また両国の経済と二国間関係の未来に対するビジョンを示すため、関連する研究を継続的に実施すること。
7. 上記の提言に加えて、日韓 F T A の正式交渉が早期に開始され、遅滞なく成功裏に締結されるため、両国の政府、経済人、学界関係者が、日韓 F T A に対する一般国民の認識の向上及び日韓両国民の間の F T A への支援の醸成に向け、一体となって努力すること。

背景

1. 1998年10月8日に東京で開かれた首脳会談において、小渕恵三日本国内閣総理大臣と金大中（キム・デジュン）大韓民国大統領とは、和解と友好の精神に基づき、未来を指向した関係を構築するために、『日韓共同声明 - 21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ』に署名した。日本と韓国は、両国間の経済パートナーシップを強化するために、1999年3月20日にソウルで開かれた首脳会談で、『日韓経済アジェンダ 21』を発表し、幅広い分野で協力を推進することで一致した。
2. このような背景の下、1998年12月には両国間のFTAの経済的実現可能性について検討するため、両国の調査研究機関、すなわち、韓国対外経済政策研究院（KIEP）と日本貿易振興会（JETRO）アジア経済研究所（IDE）のイニシアティブにより、「21世紀日韓経済関係研究会」が設立された。この2つの研究機関によるそれぞれの調査結果は、二国間のFTAは長期的に両国の経済に好ましい影響を与え、日韓経済関係をさらに発展させる効果的なメカニズムとなるであろうと結論付けている¹。
3. 2000年9月、森喜朗内閣総理大臣と金大中大統領は、産業界の意見を考慮するため、両国の主要な経済人から構成される日韓FTAビジネス・フォーラムの設置に一致した。このフォーラムは、2001年1月に共同声明を発表し、その中で、とりわけ、両国政府が包括的な経済パートナーシップ協定、すなわち、日韓自由貿易協定（日韓FTA）を創設するために最大限の努力を行うように提言した²。さらに、韓国全国経済人連合会と日本経団連は、日韓産業協力検討会を共同で設立し、2001年11月に共同コミュニケを発表して、日韓FTAの早期締結を提言した。
4. 2002年3月、ソウルにおいて、小泉純一郎内閣総理大臣と金大中大統領は、二国間FTA締結の可能性を検討するために、政府、産業界、学界の代表者から構成される共同研究会を設置することに一致した。この共同研究会は、後に、以下の委託事項とともに設置された。

¹ KIEP、IDE、2000年5月、『Toward a Korean-Japan FTA: Assessments and Prospects』、ソウルにおける共同シンポジウム。詳細については、www.kiep.go.kr及びwww.ide.go.jpを参照のこと。

² 日韓FTAビジネス・フォーラムの詳細については、大韓商工会議所（KORCHAM）、2002年3月、『Position of business sector on the KJFTA(Korea-Japan FTA)』を参照のこと（ただし韓国語）。

背景

- a. 共同研究会は、日韓 F T A の実現可能性と妥当性、日韓 F T A の便益、日韓 F T A の潜在的スコープ、個別事項の基本的要素について検討すべきこと。
 - b. 共同研究会は、日韓 F T A のスコープが包括的であるべきことに留意しながら、物品、サービス、投資の各領域における貿易の自由化と円滑化を加速し、幅広い分野で二国間協力を強化する方法について検討すべきこと。
 - c. 共同研究会は 2~3 ヶ月に一度日本と韓国で交互に会合を開き、最初の会合から 2 年以内に、会合の成果についての最終報告書を作成すべきこと。
5. 共同研究会は、2002 年 7 月から 2003 年 10 月までに 8 回の会合を開催した。この期間中に、共同研究会は現在の日韓二国間関係を検討し、このような関係、特に、経済分野における関係を強化する方策について検討した。また、交渉のスコープに含まれ得る幅広い分野の事項について議論した。共同研究会は、この議論の結果、双方は、それぞれの国内のセンシティブなセクターに存在する脆弱性を含むさまざまな事項について相手方の立場に対する理解を大いに深めた。
6. 2003 年 6 月、東京で開催された小泉純一郎内閣総理大臣と盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領の首脳会談において、早期に日韓 F T A 締結交渉を開始するよう努力すること、また、日韓 F T A の推進に友好的な環境を作っていくため一層努力することが決定された。この盧武鉉大統領訪日に合わせて、両国の産業界のリーダー達はラウンド・テーブルを開き、両国経済の構造改革を促進し、また、両国産業界の世界的な競争力の強化する上で、日韓 F T A が果たす積極的な役割に鑑み、交渉の早期開始に向けたリーダーシップの発揮を 2 人の首脳に対して要望した。
7. 本報告書は、共同研究会で行われた議論の概要と日韓の両国政府に対する共同研究会の提言を示すものである。第 1 部では、地域統合に向かう現在の世界的動向、日本及び韓国それぞれの F T A 政策、そして日韓二国間の経済関係について、全体的な状況を示す。第 2 部では、F T A の経済効果について詳細に検討する。第 3 部では、日韓 F T A の全体的なスコープについて検討す

背景

る。最後に、第 4 部では、共同研究会の結論と提言を示し、二国間 F T A の戦略的な重要性について、日韓 F T A が東アジアにおけるさらに広い経済統合を実現する触媒あるいは礎石としての役割を果たす可能性も含めて検討する。

第1部 概観

地域貿易協定（R T A）に向かう世界的動向

8. 近年、地域貿易協定（R T A）の急増が全世界的な傾向となっている。現在までにG A T Tと世界貿易機関（W T O）に通報された 255 件のR T Aのうち³、130 件のR T Aが 1995 年にW T Oが創設されて以降に締結されたという事実は、世界が地域主義へと急速に傾いていることを物語っている。既存のR T A、特に、北米自由貿易協定（N A F T A）と欧州連合（E U）は、地域拡大と地域統合へのそれぞれの動きを一段と加速させている。そうした中で、R T Aが、実質的に、貿易と投資の自由化を促進するための建設的かつ確実な手段であるという認識が広く高まっている。

9. 地域主義の急成長には、さまざまな理由が考えられる。最も顕著な理由としては、米国とE Uを含む世界経済の主要な貿易国が、貿易自由化を達成する効果的手段として、R T Aを率先して進めていることが挙げられる。N A F T AとE Uによる市場統合の成功は、R T Aが生み出す大きなメリットを実証した。さらに、R T Aを未だ締結していない国々も、徐々に経済的な孤立とそれに起因する機会費用の増加に直面し始め、現在では、R T Aに向けて努力している。

アジアにおけるR T A

10. 欧州や米州などの地域と比較して、アジアがごく近年まで地域的な経済統合にあまり関心を示してこなかったことは事実である。しかし、1997年のアジアの金融危機の直後から、北東アジアの国々は、地域的な経済協力を緊密化する必要性を認識するようになった。F T Aがもたらし得る大きな経済的メリットを認め、アジアの国々、特に日本と韓国は、現在、F T Aを熱心に追求している。

11. 一例として、日本は、A S E A Nとの間で包括的経済連携（C E P）を求めるための作業部会を発足させた。また、A S E A Nと中国の包括的経済連携に関する枠組み協定が、2003年7月に発効した。米国は、2002年に、エンタープライズ・フォー・アセアン・イニシアティヴ（E A I）を発表し、貿易投資枠組協定（T I F A）をA S E A Nの一部の諸国との間に成立させた。イ

³ WTO、2002年10月、地域貿易協定委員会（C R T A）年次報告書、W T / R E G / 11

第1部 概観

ンドは、A S E A N諸国との経済提携を強化する取り組みを進めている。シンガポールは、諸外国とのF T Aを積極的に推進しており、すでにニュージーランド、日本、豪州、欧州自由貿易地域（E F T A）、米国との間にF T Aを締結している。2002年11月に開催されたA S E A N + 3サミット（日中韓A S E A N首脳会議）において、参加各国の首脳は、東アジア自由貿易地域（E A F T A）の創設を提言する報告書を歓迎した。また、A S E A N自由貿易地域（A F T A）が、事実上、2003年1月に実現されるに至った。

日本と韓国のF T A政策

12. 日本と韓国は、自由化された世界的な貿易体制によって最も大きな恩恵を受けている。したがって、両国の基本的な貿易政策は、W T Oによって代表される強力な多角的貿易体制を支持することを基本としている。両国によるウルグアイ・ラウンド（U R）交涉及び現在進行中のW T Oドーハ開発アジェンダ（D D A）交渉への献身的な参加は、こうした背景から理解できる。

13. 日本と韓国が、近年、F T A実現に努力していることは、両国の対外経済政策の転換を意味するものではない。実際、両国によるF T Aの追求は、多角的貿易体制の支持という長期的な政策の軽視を意図しているものではない。むしろ、日本と韓国は、断固として、貿易と投資の不断の自由化に注力しているのであり、より自由な貿易を推進し、より開かれた透明性の高い経済を作り出すためのあらゆる手段を検討している。要するに、世界の主要な貿易国として、両国は、世界的な貿易自由化と多角的貿易体制全体を推進する上でF T Aが果たす補完的な役割に大きな重要性を認めているのである。

14. 日本と韓国が、F T Aを指向する世界的な傾向の先駆者でなかったことは事実である。しかし、F T Aを自国の貿易政策を実施する上での重要な手段と考え、現在の日本と韓国は、F T Aの締結に向けて大きな労力を費やしている。

15. 韓国の場合、2002年10月に、同国初のF T Aをチリとの間で妥結したが、これは太平洋をまたぐ最初のF T Aである。韓国は、シンガポールとの間で、潜在的な二国間F T Aの実現可能性を検討するための共同研究を終了した。また、韓国は、現在、A S E A Nとメキシコとの間でもF T Aに関する協

第1部 概観

議を進めている。さらに、日本、韓国、中国の三国間でF T Aを締結することや、E A F T Aの実現可能性についても模索している。

16. 日本の場合、2002年1月に日本にとって最初のF T Aをシンガポールとの間で署名した。現在、日本は、メキシコとF T A交渉中であるほか、A S E A N諸国との間でも、日・A S E A N包括的経済連携構想の下で、F T Aの実現可能性を含め、経済連携の強化に向けた作業を進めている。この構想に基づいて、地域的なアプローチと二国間アプローチの両方が同時に検討されている。二国間アプローチに対する取り組みは、現在、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアとの間で実施されている。

日本と韓国の二国間経済関係

17. 隣国として、日本と韓国は、アジアのみならずその域外においても、大きな影響力を持った経済圏である。類似した歴史的遺産や文化価値を共有していることを除いたとしても、地理的に近接していることをその理由の一部として、両国の経済には多くの共通点がある。

18. さらに具体的に言えば、両国は、開放的な貿易政策を追求してきたことにより驚くべき経済発展を記録し、また、経済協力開発機構（O E C D）の加盟国となっている。両国とも、民主主義と市場経済といった普遍的価値を支持している。また、両国は、W T Oや国連（U N）などの多国間フォーラムの積極的なメンバーでもある。このような中、両国は、21世紀における東アジアの時代を築くため、地域協力の強化について深く考えている。

19. 1965年の国交正常化以来、日本と韓国は、相互に重要な経済パートナーである。日本は、現在、韓国にとって第2位の貿易相手国であり、韓国は、日本にとって第3位の貿易相手国である。また、日本は、韓国にとって第2位の外国直接投資供給国であり、その規模は、日韓二国間投資協定が今年の初めに発効して以来、さらに増大することが期待されている。

20. 日本と韓国の二国間貿易は、近年まで着実に増加しており、2000年にピークに達し、523億米ドルを記録した。韓国が、1994年以来、日本に対して年間約100億米ドルの貿易赤字を記録してきたことは注目に値する。この貿易

第1部 概観

赤字の大半は、機械、素材、部品を日本から輸入していることを原因としている。

<表1> 日本と韓国の二国間貿易

日本の対韓貿易

(単位：1億米ドル⁴)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	261.9	152.5	227.9	308.2	254.0	284.4
輸入	146.4	120.0	159.5	205.4	172.7	154.2
収支	115.5	32.5	68.4	102.8	81.3	130.2
合計	408.3	272.5	387.4	513.5	426.6	438.6

出典：日本国財務省

韓国の対日貿易

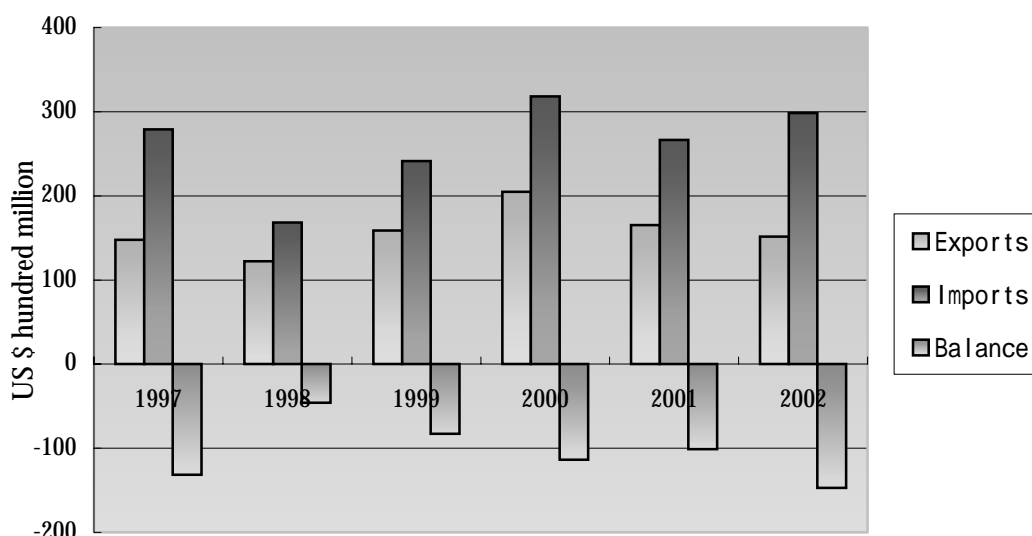
(単位：1億米ドル)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	147.7	122.4	158.6	204.7	165.1	151.4
輸入	279.1	168.4	241.4	318.3	266.3	298.6
収支	-131.4	-46	-82.8	-113.6	-101.2	-147.2
合計	426.8	290.8	400	523	431.4	450

出典：韓国税関庁

⁴ 関税定率法第4条の7に規定された、税関長公示レートの年平均を使用。

第1部 概観



21. 2002年における、韓国の対日輸出の主要品目は、半導体、繊維製品、石油製品、コンピューター、プラスチック製品であり、日本の対韓輸出の主要品目は、半導体、熱延鋼板、自動車部品、プラスチック製品、化学製品であった。

22. 二国間の投資の内訳を見ると、日本の対韓投資が1999年から2000年にかけて急増し、2000年に25億米ドルでピークに達したことが分かる。2001年には、両国における景気の下降が原因で、日本の投資は7億7,000万米ドルまで68.5パーセント減少した。日本の対韓投資は、2002年に急激に回復し、81.8パーセントの上昇を示した。1962年以来の日本の対韓投資総額は、131億米ドルに達しているが、これは日本の対外直接投資総額の1.5%に相当し、また、韓国に対する外国からの直接投資総額の15パーセントを占めており、その31パーセントを占める米国に次いでいる。韓国国内の日本企業は、大部分が、電子又は電気製品、化学産業、サービス産業といった分野で活動している。

23. 一方、韓国の対日投資の水準は比較的低い。統計によると、韓国の対日投資は、1995年から2002年まで、平均して年間8,300万米ドルであった。韓国の対日投資総額は9億1,300万米ドルであり、韓国の対外直接投資の1.5パーセントを占め、日本に対する外国の直接投資の0.3パーセントに相当している。

第1部 概観

<表2> 日本と韓国の二国間投資

(単位：1億米ドル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本の対韓投資 件数	4.2 169	2.6 154	2.7 134	5 330	17.5 392	24.5 615	7.7 591	14 474
韓国の対日投資 件数	1.05 30	0.57 25	1.01 25	0.24 20	0.98 37	1.19 135	0.87 117	0.74 82

出典：韓国輸出入銀行

(単位：1億円)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本の対韓投資	438	208	558	418	1166	793	543
韓国の対日投資	60	97	27	54	52	46	79

出典：日本国財務省

24. そのほかにも、両国は、幅広い分野で多様な協力を実施してきた。経済人が、様々なチャネルを開拓し、新しい協力の場を探ってきた。例えば、韓国全国経済人連合会と日本経団連という日韓それぞれの主要な経済団体が、現在までに合計 19 回の会合を開いているほか、両国の主要な経済人から構成される日韓経済人会議は、2003 年 4 月に大邱で第 35 回の会議を開催した。両国の産業界は、部品・素材分野での技術協力、製品の共同開発、第三国市場における協力を行っている。

25. 両国政府もまた、両国の中小企業間の産業協力を促進するための技術協力を行ってきた。このため、それぞれの国内に産業技術協力財団が設立された。地方自治体間の協力も拡大傾向にある。1993 年には、韓国の地方自治体と日本の九州地方の間の経済協力を強化するために、九州韓国経済交流会議が設立された。

26. しかしながら、日本と韓国の間には、両国にメリットをもたらす更なる協力の余地が依然として大きく残っていることは注目に値する。

第2部 日韓 F T A の経済効果

概観

27. F T A の総体的経済効果は、2 つの面から検討することができる。すなわち、静態（短期的）効果と動態（長期的）効果である。静態効果は、貿易創出効果と貿易転換効果の相互作用を測定することによって検討することができる。F T A の動態効果は、おそらく、(1) 規模の経済、(2) 競争の増加による効率性の増大、(3) 締約国間における統合された生産要素（資本や労働力）の利用、という3つの要因の結果として現れるであろう。

28. 日韓 F T A は、関税と非関税措置の撤廃を含む自由化の拡大及び二国間協力の強化により、両国間の貿易・投資を拡大するであろう。輸入品目の国内価格が低下する結果として、輸入量が増大する。両国の補完的な貿易構造に鑑みれば、F T A が、産業内貿易を促進し、二国間の貿易と投資を拡大することが期待される。

29. また、日韓 F T A は両国経済の統合に寄与するであろう。両国の経済を統合した規模が全世界の GDP 総額のほぼ 17 パーセントに相当し、人口の合計は 1 億 7,000 万人に達することは注目に値する。これは大きな規模の経済を生み、日本と韓国の双方で生産と物流の効率化に寄与するであろう。

30. さらに、日韓 F T A は、多くの産業に見られる過剰生産能力の問題を改善し、産業間の効果的な資源配分に貢献することが予想される。日本と韓国の企業間における協力と競争を促進することによって、日韓 F T A は、その他の幅広いメリット、なかでも、戦略的提携の急増、経済の活性化、また、産業の競争力の向上といったメリットをもたらすであろう。

31. また、両国への外国直接投資（F D I）の流入が、特に韓国への技術移転と並んで、従来を上回る水準に達することが予想される。サービス・セクターの自由化は、両国間の人の移動を増大させるであろう。

32. 長期的には、この漸進的な経済統合は、両国において必要な経済の経済改革を推進する重要な手段として役立つであろう。要するに、日韓 F T A を通じて達成される両国経済の効率性と生産性の向上は、両国の経済基盤をアジアにおいても世界経済全体においても強化するであろう。

第2部 日韓FTAの経済効果

33. 統合された経済は、第三国の市場への共同進出も可能とし得る。世界市場における両国の経済的重要性の大きさを考慮すると、統合された経済は、クリティカル・マスの獲得によって、ハイテク産業における世界標準を確立することが可能であると言える。また、日韓FTAは、双方に共通する懸念を共同で解決し、また、さまざまな国際フォーラムにおける地位を強化することによって、両国にメリットをもたらすであろう。つまり、日韓FTAは両国の経済成長に大きく貢献するであろうということである。

34. 日韓FTAからは、これまで述べてきたような効果だけでなく、好ましくない影響も生じる可能性がある。特に注意すべき点として、各々のいくつかのセンシティブなセクターにおいて困難が生じる恐れがある。また、韓国側には、日韓FTAが韓国の慢性的な対日貿易赤字を悪化させるのではないかという懸念がある。双方は、両国の複数のセクターで過度に激しい影響が生じるのを避けるために適切な措置を用意すべきであること、ただし、このような措置は、日韓FTAのメリットを損うことのないように、慎重に設けられるべきであることについて合意した。

日韓FTAに関して行われた研究

35. 日韓FTAの経済効果について系統的に研究することを目的として、KIEP⁵とIDE⁶は、1999年から2000年にかけて、両国間におけるFTAの実現可能性について最初の共同研究を実施した。

36. KIEPが実施した研究の結果によると、FTAが、短期的には貿易赤字の増大によって韓国に悪影響を及ぼす可能性が示されている。しかし、KIEPの報告は、外国直接投資の流入の増加が長期的には韓国が得るメリットを大幅に増強するだろうとも言及している。⁷

37. IDEの研究は、日韓FTAが短期的には両国、特に日本にメリットをもたらすと結論付けている。しかし、長期的な動態効果を考慮した場合、ID

⁵ 韓国対外経済政策研究院 (KIEP) については、www.kiep.go.kr を参照のこと。

⁶ 日本貿易振興機構 (JETRO) アジア経済研究所 (IDE) については、www.ide.go.jp を参照のこと。

⁷ KIEP、『韓日FTAの経済効果と政策方向』(Economic Effects of and Policy Directions for a Korea-Japan FTA) (2000年5月)

第2部 日韓FTAの経済効果

Eの研究は、韓国の産業生産性が10年間に10～30パーセント増加し、その結果、厚生水準の向上と全世界に対する貿易黒字の増大につながると示唆している。⁸

<表3> 日韓FTAの経済的影響⁹

		静態効果		動態効果	
		KIEP	IDE	KIEP	IDE
韓国	厚生水準 (%)	-0.19	0.34	11.43	7.09
	GDP (%)	-0.07	0.06	2.88	8.67
	対日貿易収支 (単位：1億米ドル)	-60.90	-38.85	-4.40	-24.60
	対世界貿易収支 (単位：1億米ドル)	-15.43	-2.7	30.14	408.00
日本	厚生水準 (%)	0.14	0.03	-	9.29
	GDP (%)	0.04	0.00	-	10.44
	対韓貿易収支 (単位：1億米ドル)	60.90	38.85	-	24.60
	対世界貿易収支 (単位：1億ドル)	-	54.79	-	182.00

出典：KIEP及びIDEの報告書

38. 前述の共同報告書とは別に、日韓FTAの経済効果に関する個別的な研究が、両国で実施されてきた。例えば、2001年に、KIEPが実施した研究の報告書は、日本の非関税障壁が大幅に削減されると仮定すると、日韓FTAは韓国の対日貿易赤字の削減に寄与し、韓国のGDPを短期的には0.22～0.33パーセント、長期的には0.82～1.90パーセント増大させるであろう、と指摘している。さらに、日韓FTAは韓国の雇用を0.06パーセント増加させる、とも予測している。また、韓国経済研究院（KERI）が2001年に行った研究によると、韓国の対日貿易赤字は、日韓FTAが発効して最初の10年間で最大19億5,000万米ドル増大するが、その一方で、韓国のGDPは0.23パー

⁸ IDE、『21世紀の日韓経済関係はいかにあるべきか』（2000年5月）

⁹ 各々の研究機関の研究は異なった仮定をおいている。IDEが資本の自由な移動を仮定したのに対し、KIEPは、国境を越える資本移動に一定の制限をおいた。

第2部 日韓FTAの経済効果

セント増加し、雇用は 0.06 パーセント増加するとされている。また、2001 年、韓国農村経済研究院は、日韓 F T A が農産物の二国間貿易に及ぼす影響を分析し、韓国の主要輸出産物 10 品目¹⁰が日本市場で最大 5,800 万米ドル増加するであろうと予測した。

39. 日本の場合、川崎（2003）¹¹によると、J K F T A は、日本の G D P を 0.04 ~ 0.12 パーセント増加させ、韓国の G D P を 1.13 ~ 2.45 パーセント増加させるとしている。中島（2002）¹²によると、日本の G D P が、0.01（静態効果）~ 0.02（動態効果）増加し、韓国の G D P が、0.29（静態効果）~ 1.09（動態効果）パーセント増加するとしている。

¹⁰ キムチ、トマト、なす、トウガラシ（ピメントを含む）の実、バラ、ユリ、栗、菊、キュウリ、豚肉

¹¹ Kawasaki, K (2003) 「The Impact of Free Trade Agreements in Asia」 経済産業研究所ディスカッションペーパーシリーズ 03-E-018, 経済産業研究所

¹² Nakajima, T (2002) 「An Analysis of the Economic Effects of a Japan-Korea FTA : Sectoral Aspects」, The Journal of Econometric Study of Northeast Asia, Vol.4, No.1, 2002, 環日本海経済研究所

第3部 日韓F T Aのスコープ

A. 日韓F T Aの基本原則

40. 共同研究会のメンバーは、日韓F T Aが両国にもたらし得る望ましい経済効果を最大化するために、日韓F T Aは以下の基本原則に従うべきであるという共通認識に達した。

包括性

41. 日韓F T Aは包括的であるべきであり、特定のセクターを全体として自由化プロセスから除外することなく、すべてのセクターを対象とするべきである。まず何よりも、日韓F T Aは、あらゆるセクターにおける関税及び非関税障壁の撤廃を含むべきものであり、サービス、投資、政府調達、相互承認、知的財産権などの分野における自由化と円滑化を含むべきである。経済的な協力が貿易自由化に果たす補完的役割を考慮すれば、日韓F T Aは、幅広い分野、とりわけ、貿易と投資の促進、競争、科学技術、運輸、放送、環境、人材養成といった分野における二国間協力を推進するためのさまざまな方法にも集中的に取り組むべきである。

有意義かつ実質的な自由化

42. 日韓F T Aは、短期的にはいくつかの個別セクターに悪影響を及ぼす可能性があるが、日韓両国は、G A T T第24条に従って、有意義かつ実質的な自由化を、農業を含めたあらゆるセクターにおいて追求すべきである。特に、日韓F T Aは、非関税障壁を大幅に撤廃し、サービス貿易の包括的な自由化を実現するための手段を含むべきである。関税撤廃のための移行期間は、関連するW T Oの規定に反するほど長期に及ぶことのないようにすべきである。¹³

相互利益の拡大

43. 日韓F T Aは、日韓間の経済関係の強化への道を開き、両国の継続的な経済成長と相互繁栄に大きく貢献するものであるべきである。このような観点から、日韓F T Aは、経済統合の達成を目指して、物品及びサービスの自由化

¹³ 「1994年関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条の解釈に関する了解」第3パラグラフ

第3部 日韓FTAのスコープ

及び円滑化、とりわけ、包括的な分野における協力によって、相互利益的な戦略に基づいて双方のメリットを確保する方法を追求すべきである。

44. 現在のグローバリゼーションの趨勢に鑑みて、両国は、急速に変化する国際貿易環境と同一歩調を維持することが必要である。日韓FTAは、進行中の構造改革を推進し、世界的な基準に合致しない非効率的な慣行を撤廃することを通じ、この目的に寄与することが可能である。

WTOルールと規則との整合性

45. 日韓FTAは、WTOの条文と精神に従うべきであり、1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条とサービス貿易に関する一般協定（GATS）第5条に規定されたすべての要件を順守すべきである。すなわち、物品の貿易に関して、日韓FTAは、両国間の実質上すべての貿易を自由化すべきであり、関税及びその他の通商規則が、現行を上回ったり、より制限的なものとならないようにすべきである。また、日韓FTAは、地域貿易協定（RTA）に関してWTOにおいて現在進められている協議の内容とその成果を反映したものであるべきであり、今後制定される他のFTAの模範的な先例となるべきである。

46. 同時に、日韓FTAは、域外の諸国に対する障壁となるべきではない。日韓FTAが多角的貿易体制を補完する役割を果たすことができるように、日韓FTAの交渉は、可能な範囲内で開かれており、かつ、透明性をもって進められるべきである。

地域経済統合のモデル

47. 近年、FTAの推進に対する関心が東アジア、すなわち、日本、韓国、中国及びASEAN諸国において急速に高まってきたことを考慮して、共同研究会は、日韓FTAがこの地域においてより広い経済統合を生み出す触媒としての役割を果たすべきであり、最終的には、EAFFTAや日本、韓国、中国の三国間FTAの実現に向けて真剣な協議を開始するべきであることに留意した。

第3部 日韓F T Aのスコープ

48. さらに、日韓F T Aは、あらゆる分野において高水準の自由化を達成するといった目標を達成することで、東アジアにおける他の地域経済統合の模範的なモデルになるように努めるべきである。この地域における複数のF T Aが互いの相違点を上回る程度の類似点を共有していれば、そうした複数のF T Aをさらに広い範囲のF T Aへと統合し、長期的にはこの地域のすべての国を含むほど拡大することも容易になるであろう。このため、日韓F T Aは、この地域におけるF T Aの実現に向けた将来的な協議にも貢献するように努力するべきである。

第3部 日韓FTAのスコープ

B. 日韓FTAのスコープ

(1) 自由化及び円滑化

関税

49. 各々の国の現行貿易制度を適切に理解することが重要であるという共通認識の下に、日韓双方は、各々の国の関税の現状を確認した。

<表4> 関税率に応じた輸入額

	輸入額		割合 (%)		関税品目数	
	韓国 (単位：100 万米ドル)	日本 (単位：1 0億円)	韓国	日本	韓国	日本
無税	8,446	1,086.4	28.3	57.3	849	3,303
0<X<10%	20,895	472.8	70	24.9	8,368	3,823
10%≤X	508	57.1	1.7	3.0	1,944	1,109
その他	7	279.3		14.7	76	1,068
合計	29,856	1,895.6	100	-	11,237	9,303

出典：貿易統計、日本国財務省
韓国財政經濟部

50. 日本と韓国における貿易加重平均実行関税率は、2001年には、それぞれ2.5パーセントと7.9パーセントである¹⁴。しかし、日本と韓国は、ともに農産品の純輸入国であり、国内の農業を保護するために、農業セクターで比較的高い関税率を設定している。また、日本は、革製品、履物、石油化学製品、繊維製品といった工業製品に比較的高い関税率を課しており、韓国は、衣料品と履物に高い税率を設定している。特に、日本は、農産品における従量税等の

¹⁴ WTO IDB (統合データベース)、2001

第3部 日韓FTAのスコープ

割合が韓国より大きく、履物や繊維などの分野でも従量税等を設定している。各セクターにおける平均税率は以下のとおりである。

<表5> 日本と韓国の関税率の比較

	貿易加重平均実行税率		貿易加重平均譲許税率	
	韓国	日本	韓国	日本
全品目	9.19%	2.7%	11.74%	3.6%
農産品（水産品を除く）	84.04%	10.6%	93.94%	15.8%
水産品及び水産加工品	13.04%	4.4%	13.15%	4.4%
石油	4.51%	0.9%	5.04%	3.7%
木材、パルプ、紙、家具	3.97%	1.4%	4.93%	1.9%
繊維及び衣料品	9.76%	9.3%	22.78%	9.4%
皮革、ゴム、履物、旅行用具	6.73%	11.0%	10.80%	11.0%
金属	3.88%	0.6%	5.68%	0.7%
化学製品及び写真用品	6.86%	2.0%	10.18%	2.0%
輸送機器	4.95%	0.0%	7.40%	0.0%
機械類（電気機械を除く）	4.65%	0.0%	6.83%	0.0%
電気機械	2.29%	0.1%	3.20%	0.1%
鉱物性生産品、宝石、貴金属	2.94%	0.6%	5.25%	0.3%
その他工業製品	5.54%	0.7%	7.44%	0.7%

出典：APEC IAP 2002

51. このような状況を背景として、共同研究会は、日韓FTAに関し以下の点に合意した。

第3部 日韓FTAのスコープ

- a. 日韓FTAに関する交渉は、GATT第24条8(b)、すなわち、「実質上すべての貿易」という基準に従う必要性を考慮に入れるべきこと。
- b. 日韓FTAは、特定のセクターを全体として自由化プロセスから除外することなく、すべてのセクターを対象とすべきであること。
- c. 同時に、日韓FTAは、各々のセンシティブなセクターに配慮すべきであり、柔軟性を行使しながら問題を解決する適切な手段を見つけ出す。

52. 現在、無税品目が輸入に占める割合は、日本の韓国からの輸入で57.3パーセント、韓国の日本からの輸入の28.3パーセントである。日本側は、日本の韓国からの輸入総額の57.3パーセントもの割合がすでに無税であることを強調し、日本がすでに関税を相当な程度まで引き下げていることを指摘した。同時に、日本側は、残りの有税品目は、輸入に対して影響を受けやすい品目ではあるが、日本はあらゆる品目を交渉のテーブルに載せる準備がある、ということにも言及した。

53. 韓国側は、日韓FTAの下ではいかなる特定のセクターも自由化プロセスから除外すべきでないこと、したがって、農産品に関する市場アクセスの実質的な改善は、交渉の重要な要素となるべきことを再確認した。日本側は、農業セクター全体を除外する意向はないと返答した。

54. 農業セクターに関連して、双方は、両国が、生産規模の小ささと自給率の低さなど、多くの側面で類似点があることを認識した。さらに、双方は、日韓FTAが、両国の農林水産物のセクターを二国間貿易の拡大によって発展させる機会を提供するであろう、という見方で一致した。この点に関して、韓国側は、韓国の農業従事者と水産業従事者にとって日本は最大の輸出市場であり、農産品輸出の36パーセントと水産品輸出の70パーセントを占めていることを説明した。日本側も、韓国が、農林水産業の産品を輸出する上で日本の最も重要な市場の1つであるという見解を表明した。他方で共同研究会は、両国が農林水産業にセンシティブティを抱えていることに留意した。

第3部 日韓FTAのスコープ

55. 共同研究会は、両国の平均関税率と経済規模の相違に鑑みれば、一般に、日韓FTAが韓国の産業界に及ぼす影響は、日本の産業界に及ぼす影響より大きくなるであろうという見解で一致した。

56. 韓国側は、韓国のいくつかの製造業におけるそのような影響は短期間では対応できないほど大きいものになり得、このため適切な措置が考慮される必要があると述べた。日本側は、日本にも複数のセンシティブな分野が存在すると返答した。共同研究会は、両国が実施期間の設定や二国間セーフガード措置の規定等の関連の方策がそのような影響を軽減するであろうということ認識を共有した。双方とも、そのような方策は、日韓FTAのメリットを損なうことがないように最小限のものとし、かつ、慎重に構想されるべきであるという点で一致した。さらに、日本側は、関税の撤廃は一般に産業の競争力を強化すると述べた。

非関税措置 (NTMs)

57. 貿易と投資における非関税措置 (NTMs) の大きな影響に鑑み、共同研究会は、関税と並んでNTMsを撤廃する作業が、効果的な日韓FTAを実現するために必要不可欠であることで合意した。

58. 共同研究会は、NTMsには一般的な定義が存在せず、その範囲も一定ではないことに留意した。しかしながら、共同研究会は、NTMsとは、一般に、関税以外で、国内の組織が輸入品と国産品の間で差別を設けるために、直接か間接かを問わず、国際貿易に悪影響を及ぼすような貿易制限的な措置と言えると認識した。

59. 韓国側は、NTMsに対して明確かつ共通の理解を得るために、NTMsのタイプを分類する必要があるという見解を示した。これに関連して、韓国側は、NTMsに関連する多数の資料を検討した。この検討に基づいて、韓国側は、NTMsを、数量制限、技術障壁、衛生植物検疫措置 (SPS)、流通障壁、その他に分類した。各カテゴリーは、政府によるものと政府以外によるものに分類された。

60. 韓国側は、日本におけるNTMsの貿易制限的な性格を強調し、そのようなNTMsをなくすため協調した努力を要求した。韓国側は、日本で営業す

第3部 日韓FTAのスコープ

る韓国企業がNTMsに関連する問題に直面してきたという事実に注意を促し、外国人による市場アクセスを制限する反競争的慣行への対処に継続的に努力することの重要性を強調した。

61. これに対して、日本側は、韓国で事業活動を行う日本の企業も同様に韓国のNTMsに苦慮しており、両国のNTMsを削減することが日韓間の産業関係を強化することに貢献することを指摘した。また、日本側は、適切な関係当局との協議を通じて、具体的な問題を個々に検討することが重要であり、それが事実関係や関連法規に対する理解を深めることにつながることを指摘した。

62. このような議論を通じて、共同研究会は、NTMsの撤廃が、世界的な基準に合致していない非効率的な慣行を廃止し、各々の構造改革を推進することによって、双方にメリットをもたらすと認識し、政府関係者及び民間の専門家から構成される、NTM協議会を共同研究会の傘下に設けることで合意した。

63. 共同研究会は、NTM協議会に対して、個々の問題について共通認識を生み出すため具体的事項を明らかにすること、そして関係当局間にすでにあるチャンネルやNTM協議会の枠内において（もしくは、その両方で）、解決策を見出すことを委託した。

64. NTM協議会は、2003年5月27日の最初の会合以来、2回開催された。NTM協議会においては、双方とも、自国の産業界が他方の国において事業活動を妨げる障害として提起している多くの問題点を指摘した。協議会の議論の詳細は、第5部に添付した。共同研究会は、NTM協議会が、NTMsを検討し、明らかにする上で有益な場として機能していることを認識した。結果として、NTM協議会は多くのNTMsの解決といくつかの誤解の解消という成果を達成することができた。しかしながら、NTMsの複雑さと個々のNTMsについて詳細に議論する時間の欠如により、この協議会がNTMsへの対処に一定の限界を示したことも指摘された。

65. 共同研究会は、NTMsの問題の重要性を考慮して、NTMsの効果的な削減と監視に関し、さらなる議論を行うことが望ましいと認識した。韓国側

第3部 日韓F T Aのスコープ

は、このようなN T M sに関する議論は、N T M sの性格に応じて、次のようにさまざまな段階で行うことができるという見解を表明した。

- a. 日韓F T A交渉を開始する前に解決に達することが可能なN T M s
- b. 交渉の過程で解決することが可能と考えられるN T M s
- c. 日韓F T Aの締結後に別個の協議体で対処し得る、新たに出現してきたN T M s

66. これに関連して、共同研究会は、N T M協議会による作業は、F T A交渉の枠組みの下でその分科会の1つとして継続されるべきであることで合意した。この分科会への委託事項は、F T A交渉の中で決定される。さらに、共同研究会は、両国政府に対して、2003年末までに、民間の専門家が参加を得て、N T M sについて協議する会合をもう一度開くように提言した。

原産地規則

67. 共同研究会は、原産地規則が、特定の製品の原産地を決定するために使用される一連の基準を規定するものであり、特惠分野に係る規則と非特惠分野に係る規則とに大別されること、また、特惠分野の原産地規則は、特定のF T Aの下で、物品が特惠待遇の対象となるかどうかを識別するためにも使用されることを確認した。

68. 共同研究会は、日韓F T Aにおける原産地規則に関する討議の参考として、W T Oにおける原産地規則の調和に関する討議のほか、N A F T Aなど他のF T Aにおける関連規定も検討した。多国間における原産地規則を調和するための交渉は、1995年に開始されたが、過去7年間に特定の原産地規則に関して検討された問題のうち合意に達したのは全製品の71.6パーセントにすぎず、これは原産地規則作成の困難さを示すものであることが指摘された。

69. 共同研究会は、日韓F T Aの原産地規則が以下の原則に従うべきことで合意した。

第3部 日韓FTAのスコープ

- a. 日本及び韓国を原産とする物品だけに、日韓FTAに基づく関税撤廃による利益享受を認めるべきである。
- b. 第三国からの迂回輸入を防止すべきである。
- c. 原産地規則は、公平性、透明性、明瞭性、予見可能性、一貫性、中立性といった条件を満たす方法で制定・適用されるべきである。
- d. 両国が従来から貿易に立脚する国であったことを踏まえれば、不必要に複雑な原産地規則ではなく、簡潔かつ利用しやすい原産地規則を制定することが必要である。それは、原産地規則の効果的な実施を保証し、それによって日韓の二国間貿易を円滑化する上で重要である。

70. 共同研究会は、原産地規則の決定において以下の基準の採用を検討できることを指摘した。

- a. 完全生産品基準
- b. 実質的変更基準。これはさらに以下のように分類される。
 1. 関税分類変更基準
 2. 加工工程基準
 3. 付加価値基準

71. また、共同研究会は、両国は基本的に関税分類変更基準を採用し、物品の特性、産業構造、及び二国間の貿易と投資に対する影響を考慮して、付加価値基準と加工工程基準の一方または両方によって補足するか、それらに関税分類変更基準と組み合わせて適用することになるであろうことを認識した。

72. 韓国側は、原産地規則の複雑さと、交渉を効果的に進めることの必要性を考慮して、日韓FTAの経済的影響を調査すること、また、両国の製造業の生産構造に対する理解を深めることを目的として、共同研究を実施することを提案した。日本側は、これに対し、技術的かつ専門的な討議は、各物品の特性を考慮しながら、原産地規則を決定する交渉の中で行われるべきであることを指摘した。

第3部 日韓FTAのスコープ

税関手続

73. 共同研究会は、最近、両国それぞれにおいて税関手続の改善をどのように行ったかに留意した。双方とも、それぞれが、税関手続きの電子化、予備審査制度及び通関手続の24時間化のような措置によって、通関時間の短縮に取り組んできたことを説明した。

74. また、日本側は、税関手続申請システム（CUPES）の導入により、輸出入の税関手続だけでなく、ほとんどあらゆる税関手続が電子的に処理可能になったことと、インボイスも電子的に提出可能となっていることも説明した。それに加えて、日本側は、シングル・ウィンドウ・システムの導入に向けて取り組んでおり、このシステムでは、NACCSと政府の関連システムを接続することにより、利用者は必要なすべての輸入手続と港湾関連手続を1回の入力と送信で完了できることも、合わせて説明した。

75. 韓国側は、税関手続の簡素化と税関手続に必要な時間の短縮のために講じている措置について説明した。例えば、ペーパーレス輸出入税関手続システム、電子的な関税納付システム、包括的な貨物リスク管理システムなどである。また、韓国側は、現在進行中の段階的なプログラム、すなわち、シングル・ウィンドウ・システム、Webベースの税関手続システム、海上輸送貨物・航空輸送貨物積み替えシステム、到着時貨物リリース・システムなどについても説明した。こうしたシステムによって、貿易業者は、税関に足を運ばずに、携帯情報端末（PDA）や携帯型コンピュータを使用して税関手続きを処理することが可能になる。

76. 共同研究会は、税関手続に関する日韓間の協力及び協力関係をさらに実のあるものとする方途に関する両国の税関当局間の対話を高く評価した。日本側は、両国が税関相互支援協定の締結に向けて準備を進めていること、そして、この協定によって、情報交換の手続きが明確化され、両国の税関当局間の協力が促進される見通しであることを説明した。日本側は、このような協定と日韓FTAとの関係を明確化するべきであり、詳細は、日韓FTAの交渉の中で詳細が論議されることになるという見解を表明した。

第3部 日韓FTAのスコープ

77. 韓国側は、両国間の税関手続きの調和、原産地認定の相互支援、そして関連情報の交換に向けた二国間協力を促進するため、「税関協力に関する共同委員会」の設立を提案した。さらに、韓国側は、貿易業者と税関当局との間、あるいは両国の税関当局間における技術的な摩擦や紛争に関する討議や提言を行うために、共同委員会の下に「税関専門家グループ」を設立することも提案した。

78. 税関手続きの簡素化、コスト削減、効率性向上を図る方法として、韓国側は、輸出業者と生産者自身による原産地証明書の自己発行制度、原産地認定手順の標準化、といった問題について討議することを提起した。。さらに、韓国側は、透明性と予見可能性を確保するために、税関当局による輸入品に係る原産地の事前教示制度の導入も提案した。

ペーパーレス貿易

79. ペーパーレス貿易は、これまで、貿易の円滑化の促進という側面から二国間の経済関係強化する手段として追求されてきた。2000年9月の日韓首脳会談で「IT協力イニシアティブ」が合意されて以来、ペーパーレス貿易は幅広い分野で実験的に進められている。

80. また、共同研究会は、ペーパーレス貿易の基盤が取引費用を低下させるであろうことを認めた。韓国貿易協会（KITA）が最近実施した調査は、ペーパーレス貿易は、500億米ドルの貿易額の12.5パーセントにあたる62億米ドルにのぼる二国間の現行取引費用を約10パーセント削減可能であるとしている。取引費用の削減は、二国間の貿易円滑化の促進に寄与すると予想される。

81. 日本側は、既に稼働している双方における電子システムである貿易金融EDI（TEEDI）と韓国貿易ネットワーク（KTNET）¹⁵の相互接続のように、日本と韓国の間で進められているさまざまな協力プログラムについて説明した。

¹⁵ KTNETは、1992年に韓国貿易協会（KITA）により設立された付加価値通信網のサービス・プロヴァイダーである。

第3部 日韓FTAのスコープ

82. 韓国側は、税関手続と物流について、韓国においてはK T N E Tにより統一されているが、日本では複数の標準、すなわち、T E D I、貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）、港湾物流情報ネットワーク（P O L I N E T）、N A C C S、港湾E D Iが使用されていることを指摘した。続いて、韓国側は、シングル・ウィンドウ・システムが日本で2003年7月に輸出手続と港湾関連手続を対象として導入されることによって、税関手続がさらに簡易化されることに期待を表明した。

83. 韓国側は、E D Iを促進するためには、電子的取引に、オフライン取引と同一水準の保護を与えなければならず、そのために日韓双方が必要な法的措置をとるべきであることを指摘した。

84. 共同研究会は、原産地証明書に関して、ペーパーレス貿易のような電子的手段を通じて原産地証明書を処理することの可能性についても議論した。共同研究会は、韓国は電子的な原産地証明書（e-C/O）を発行しているが、これは国内専用であり、国際取引では効力がないことに留意した。

85. 共同研究会は、両国間でペーパーレス貿易を実現する上での電子的な原産地証明書の重要性を認め、その実現に向けた協力の必要性を強調した。共同研究会は、両国間の輸入通関手続を簡素化するため、電子的な原産地証明書を正規の証明書として認めることが重要であることを強調した。

貿易救済措置

セーフガード

86. セーフガード措置は、一般に、W T O協定に従ってすべての国々に無差別に適用される多国間セーフガード措置と、F T Aの相手国にのみ適用される二国間セーフガード措置に分類される。共同研究会は、相手国からの輸入が市場に重大な損害を与える程度まで増加した場合に対応するため、二国間セーフガード制度を日韓F T Aに設ける必要があるかどうかを検討した。

87. 共同研究会は、次のような点を、日韓F T Aのためのセーフガード制度を設ける際に参考として使用できると認識した。

第3部 日韓FTAのスコープ

- a. 緊急措置は、移行期間中のみ適用される。
- b. セーフガード措置により、関税のさらなる引き下げを停止すること、または最恵国待遇（MFN）まで関税の引き上げを行うことができる。
- c. セーフガード措置の適用期間は1年未満、例外的に3年未満とする。

ダンピング防止措置及び相殺関税措置

88. 共同研究会は、ダンピング防止措置及び相殺関税措置は、輸入国が公正な取引慣行に対処するために有効な政策的執行であるが、このような措置が貿易の流れを歪めるように濫用されてはならない、ということに合意した。

89. 共同研究会は、一般的にFTAで考慮可能な複数のオプションとして、以下に留意した。

- a. 両締約国は、WTO協定の下での、ダンピング防止措置及び相殺関税措置の問題に関する権利と義務を維持することとする。
- b. WTO協定を活用すると同時に、ダンピング防止及び相殺関税に関する調査により厳しい規制を行使するための追加規定を盛り込むこととする。それによって、ダンピング防止措置と相殺関税措置を恣意的に、あるいは保護貿易主義を目的として使用する可能性を低減させる。
- c. 一方の締約国が、他方の締約国の輸出業者の略奪的な価格設定に対してのみダンピング防止措置及び相殺関税措置を課することができることとする。
- d. 両国は互いにダンピング防止措置及び相殺関税措置を適用しないこととする。

90. 日韓FTAに、ダンピング防止措置と相殺関税措置の発動に対する要件の強化など、WTOに追加的な内容を規定するかどうかに関して、日本側は、

第3部 日韓FTAのスコープ

日韓FTAにWTOに追加的な規定を盛り込むよりも、WTOでの交渉に重点をおく方が適当であろうと述べた。

91. 韓国側は、ダンピング防止措置の過度に保護貿易主義的な使用や濫用を規制する必要性に鑑み、日韓FTAには発動要件の強化についてはWTOに追加的な規定を設けることが適当であろうと述べた。これに関連して、韓国側は、サンセット・レビュー規定など、関連協定の改善について現在WTOで行われている協議を日韓FTAに反映させる可能性について検討することを提案した。

貿易の技術的障害 – 相互承認

92. 共同研究会は、相互承認協定(MRA)が、検査と認証に伴う費用を削減し、MRAの対象である製品の市場化期間を短縮することによって、二国間の貿易を促進するであろうことを確認した。この点から、共同研究会は、専門家による現在の活動も考慮しながら、MRA交渉を開始するための準備を加速するという2003年6月における両国首脳の共同声明を歓迎した。

93. 両国間の経済パートナーシップを強化するため、日本と韓国は、1999年3月20日にソウルで開かれた首脳会談において「日韓経済アジェンダ21」を発表した。この中で、情報交換及び議論を行うことにより、相互承認と基準の分野について可能な協力を進めることで一致した。このような取り組みの一環として、両国は1999年7月と11月に2つのセミナーを開催し、各国における標準化と適合性評価手続に関する情報を交換した。また、日本と韓国は、電気用品、情報通信機器、圧力容器、医薬品/医療機器、日本工業規格(JIS)/韓国国家標準(KS)の6つの分野で相互承認の実現可能性を検討する専門家の会合を、合計9回開催した。

94. 共同研究会は、日韓FTAの枠組みの下で相互承認を追求する可能性を探り、日韓FTAの下で採用される可能性があるさまざまなタイプの相互承認を検討した。双方は、日韓FTAの下での相互承認の実現可能性、可能なレベル及び対象を吟味するための協議を両国政府間で開始する必要性を認識した。

衛生植物検疫(SPS)措置

第3部 日韓FTAのスコープ

95. WTO / S P S 協定は、締約国が、人、動物、植物の生命と健康の保護に必要な S P S 措置を講じる権利を有するが、このような措置の貿易制限的な側面も考慮することを規定している。この点について、共同研究会は、日韓 F T A における S P S 措置は科学的な原則に基づいて必要な範囲のみに限定して適用すべきであり、二国間貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用すべきではないことで一致した。共同研究会は、日韓 F T A の交渉に際しては、W T O / S P S 協定等関連する国際規範のほか、食品規格委員会 (C A C)、国際獣疫事務局 (O I E)、国際植物防疫条約 (I P P C) によって制定された国際的な基準、指針及び勧告を考慮することでも合意した。

96. このため、共同研究会は、両国間の技術協力を促進するために関係当局間の協力的な関係を強化する必要があることに留意した。共同研究会は、また、日韓 F T A の下で両国間で生じ得る紛争の解決のための協議を促進し、技術協力を促進するための政府の専門家からなる個別の S P S 措置に関する委員会を設置する必要性について議論した。

サービス貿易

97. 経済活動の源泉としてのサービス産業の役割は、世界経済において急速に拡大している。全世界のサービス貿易は、2000 年には総額 2 兆 9,730 億米ドルに達したが、これは全世界の物品貿易総額の 23.6 パーセントに相当する。韓国のサービス輸出額は、1991 年には 71 億米ドルであったが、2000 年には 305 億米ドルまで増加した¹⁶。日本のサービス輸出額も、同じ期間に 50 パーセント以上増加し、1991 年の 453 億米ドルから 2000 年の 695 億米ドルに増加した。

98. 日韓の二国間サービス貿易に関しては、日本は、韓国のサービス輸出の輸入国として第 2 位であり、韓国へのサービス輸出国としても第 2 位である。韓国のサービス輸出総額の 23.4 パーセントは対日輸出であり、韓国のサービス輸入の 16.4 パーセントは日本からである。一方、韓国は、日本のサービス輸出先として第 6 位であり、対日サービス輸出の規模では第 3 位である。

¹⁶ 韓国銀行 (2002)、年次統計

第3部 日韓FTAのスコープ

<表6> 2000年の相手国別サービス貿易

報告提出国	サービス輸出				サービス輸入			
	貿易相手国	順位	貿易額 (百万米ドル)	割合	貿易相手国	順位	貿易額 (百万米ドル)	割合
日本	全世界	-	69,245	100.0	全世界	-	116,882	100.0
	米国	1	23,429	33.8	米国	1	38,304	32.8
	E U	2	11,606	16.8	E U	2	21,575	18.5
	シンガポール	3	4,309	6.2	韓国	3	6,366	5.4
	香港	4	3,986	5.8	シンガポール	4	4,945	4.2
	台湾	5	3,607	5.2	香港	5	4,855	4.2
	韓国	6	3,398	4.9	中国	6	4,189	3.6
	中国	7	2,356	3.4	台湾	7	3,298	2.8
韓国	全世界	-	30,533	100.0	全世界	-	33,423	100.0
	米国	1	8,985	29.4	米国	1	12,114	36.2
	日本	2	7,155	23.4	日本	2	5,492	16.4
	E U	3	3,593	11.8	E U	3	5,122	15.3
	中国	4	1,926	6.3	中国	4	2,311	6.9

出典：Statistics on International Trade in Services、OECD、2002年7月

99. サービス貿易の自由化は、一般に、競争の促進、価格の低下、サービスの品質の向上をもたらすことが可能である。このような自由化のメリットは、実質所得の増大につながる。応用一般均衡（CGE）モデルを使用したシミュレーションによると、サービス障壁を33パーセント削減すると、日本と韓国の福祉がそれぞれ0.95パーセントと0.91パーセント向上することが示されている¹⁷。

100. サービス貿易の自由化から生じるメリットは、サービス・セクターに限定されるものではない。通信、金融、運輸といった幅広いサービス・セクターは、最終消費者にサービスを提供するだけでなく、他の物品やサービスの生産における必須の投入財としての役割も果たす。このようなサービス・セクターと他のセクターとの連関は、潜在的に両国の経済成果に貢献することが可能な大きなメリットを生み出す。

¹⁷ Hoekman, Bernard. 2000. "The Next Round of Services Negotiations: Identifying Priorities and Options." *Federal Reserve Bank of St. Louis Review* 82: 31-47.

第3部 日韓FTAのスコープ

101. 高まり続けるサービス貿易の重要性とメリットを考慮して、共同研究会は、WTOで行われる約束の範囲を超える二国間FTAを通じて、この分野でも高水準の自由化を達成することが必要であろうと指摘した。

サービス・セクターの交渉のモダリティ

102. 共同研究会は、サービス貿易の約束表は、通常、ポジティブ・リストまたはネガティブ・リストのいずれかの形で記載されることに留意した。前者はGATSで使用されている枠組みであり、後者はNAFTAで使用されている。韓国は、韓チリFTA(KCFTA)でネガティブ・リスト方式を採用したが、日本は日本シンガポール経済連携協定(JSEPA)でポジティブ・リスト方式を選択した。理論的には、どちらのアプローチも自由化の面でほぼ同等の成果を生み出す可能性があるが、實際上、ネガティブ・リスト方式の方が自由化を実現する上で効果的かつ意欲的であり得ることが指摘された¹⁸。

103. 日本側は、JSEPAではサービスと投資を別の章で規定しており、前者はポジティブ・リスト方式、後者はネガティブ・リスト方式で約束が記載されていると説明した。

104. 韓国側は、KCFTAの投資に関する章はあらゆる投資に適用され、物品に関する投資だけでなく、商業拠点を通じて実施されるサービスへの投資も含まれる。韓国側は、透明性や予見可能性などのネガティブ・リスト方式のメリットを強調し、GATSに規定された第3モード(商業拠点)を投資の章に組み入れることを提案した。また、韓国側は、サービス貿易の第1モード(越境取引)と第2モード(国外消費)のほか、第4モード(自然人の移動)を別の章で取り扱うことが可能であると指摘した。

105. 共同研究会は、日韓FTAは、ごく限られたサービスを除いて、すべてのサービス・セクターと供給モードを網羅すべきであること、また、日韓FTAに従って行われる約束はGATS第5条に従ったものとするべきであるということによって一致した。また、共同研究会は、GATSに追加的な内容を含むFTAを達成するためにとるべき主要な要素として、透明性、内国民待遇、現地拠点設置、数量規制、国内規制があることを確認した。

¹⁸ OECD(2002), "The Relationship Between Regional Trade Agreements and The Multilateral Trading System", page 5, TD/TC/WP(2002)27/Final

第3部 日韓F T Aのスコープ

106. 共同研究会は、サービス・セクターにおける更なる自由化は、日韓F T Aの締結後も、残る制限の削減及び撤廃のための定期的な交渉によって推進し得るという理解に達した。

107. 双方は、G A T Sの下で行った約束の内容と、自国が現在までに締結した個別のF T A、すなわち、K C F T AとJ S E P Aについて説明した。また、双方は、いくつかのサービス分野における一般的なリクエストに関して情報を交換した。韓国については、通信、教育、法律、金融サービス、また、日本については、医療サービス提供者に関するM R A、航空輸送、金融サービスが含まれている。

108. 特に、韓国側は、両国の類似した医療従事者養成課程と、両国の医療制度に対する望ましい効果を考慮して、医師、看護師、助産師のような医療従事者の資格に関するM R Aの締結に向けて交渉を開始するように要請した。日本側は、これに対し、医療サービスの質を維持する必要性を強調し、日本国内で医療サービスに従事するためには、日本の国家資格を取得することが必須であり、そのような資格についてM R Aを締結することは困難であると述べた。日本の学界メンバーの1人は、医療従事者に関するM R Aの望ましい効果を指摘した。

109. 日韓F T Aへ向けた交渉はW T O / D D A 交渉の結果を反映したものとなるという前提で、韓国側は、D D A の枠組みの中で進められているサービス分野の二国間交渉の進展について説明した。共同研究会は、日韓F T Aの下で規定されるサービス分野の譲許は、D D A 交渉により規定される譲許を上回るべきであることに合意した。

投資

110. 共同研究会は、2003年1月1日に発効した日韓投資協定は、現在までに締結された中で最も先進的な二国間投資協定(B I T)の1つであり、両国間の投資の保護だけでなく、投資の自由化も最高のレベルで規定し、ほとんどの産業分野を対象としていることを認識した。

第3部 日韓FTAのスコープ

111. 共同研究会は、日韓投資協定は制度的な枠組みを構築することによって二国間投資を拡大するために以下の要素を含んでいることを認識した。

- a. 投資の前段階及び後段階双方における内国民待遇（NT）及び最恵国待遇（MFN）の原則
- b. 事業活動に対して歪曲的に作用する可能性があるパフォーマンス要求を禁止する諸規定
- c. 透明性に関する諸規定
- d. 外国投資の恣意的な収用及び不公正な補償を防止することを目的とした収用と補償に関する諸規定
- e. 送金の自由の原則
- f. 協議、交渉又は仲裁手続により、締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決を円滑化するための規定

112. 共同研究会は、日韓投資協定を日韓FTAの一部として組み入れるべきかどうかを決定すべきことに留意した。さらに、韓国側は、日韓の二国間投資をさらに自由化する可能性をFTA交渉の中で検討すべきであると述べた。

113. 共同研究会は、両国の経済規模と二国間貿易の額を考慮すると、両国間の投資には大きな改善の余地があることを認識した。これに関連して、共同研究会は、最近締結された日韓投資協定が二国間投資を拡大させる触媒となることを希望した。

人の移動

114. 共同研究会は、自然人の移動やその他の人材交流は、両国間の経済パートナーシップの重要な要素になると認識した。自然人の移動はサービス供給の第4モードを代表するものであることを考え、共同研究会は、特にサービス分野に従事している自然人の移動を促進する必要性を認識した。この関連で、両国において労働するための要件について議論する必要性が指摘された。

115. これに関連して、韓国側は、両国間における二国間査証免除協定の重要性を強調した。韓国側は、韓国の旅券偽造の防止を目的とした最近の施策について説明し、関連当局間で旅券の写真に関する情報を共有するネットワークの構築、近い将来におけるバイオメトリック旅券を発行する計画の準備、入国管

第3部 日韓FTAのスコープ

理の強化、といった手段を講じていることを説明した。また、韓国側は、短期商用入国者に対する査証の免除や数次査証に関連する措置の改善といった暫定措置を検討することを提案した。

116. 査証免除に加えて、韓国は、両国間における短期商用入国者の移動を促進する手段として、資格の相互承認のような措置を推進することの重要性を強調した。

117. それに対して、日本側は、査証免除に関する問題の議論へと進む前に、韓国は、日本における韓国人の不法入国と不法滞在を改善するためにさらなる努力を払う必要があると応じた。それにも関わらず、日本側、特に産業界のメンバーは、査証免除または要件の緩和は、両国間の事業推進に貢献するであろうことを指摘した。

118. 共同研究会は、この分野における取り組みの成果として、ITエンジニアの資格の相互承認と有資格者への査証発給要件の緩和、アジア太平洋経済協力機構（APEC）のビジネス・トラベル・カード制度などがあることに留意した。また、共同研究会は、最近の日韓首脳会談において、両首脳が、修学旅行で日本を訪問する韓国学生の査証免除を検討することに合意し、今後、日韓間に一日生活圈を創出することを目的として、早期に査証免除を実現するための更なる努力の最初のステップとして、期間限定の査証免除を認めることを再検討するとしたことを歓迎した¹⁹。

知的財産権（IPR）

119. 知的財産権保護の重要性に注目し、共同研究会は、知的財産権（IPR）が経済と文化の発展に必要な不可欠な要素であるとの見解で一致した。

120. 共同研究会は、両国の特許庁が、将来における先行技術調査（サーチ）/審査関連情報の効果的な共有のために、今後も特許審査官交流プログラムを継続して行うことに留意した。

¹⁹ 日韓首脳共同声明（2003年6月）

第3部 日韓FTAのスコープ

121. 共同研究会は、日韓FTAにおける知的財産権関連の規定は、特に、最恵国待遇と内国民待遇の原則に関して、ベルン条約など、両国が加盟している既存の著作権関連条約に準拠すべきであることに合意した。

122. 日本側は、韓国政府による知的財産権制度の施行に向けた取り組みを評価すると述べた。さらに、日本側は、韓国の知的財産制度において改善すべき点に関する要請リストを韓国側に提出した。このリストには、手続きの簡素化、保護対象範囲の拡大、商標出願の先願/後願の基準日の変更、効果的なデッド・コピー規制の導入が含まれていた。韓国側は、日本特許庁（JPO）と韓国特許庁（KIPO）が、互いに相手方を、特許協力条約（PCT）に基づく英文の出願に対する管轄国際調査機関（ISA）/国際予備審査機関（IPEA）として指名すること及び審査結果を共有することを日本側に要請した。

123. 日本側の民間部門のメンバーは、知的財産権保護の向上に向けて韓国政府がさらに努力することが、日本から投資拡大と両国間の文化産業関連製品の貿易の増大に貢献するだろうとの見解を述べた。

政府調達

124. 共同研究会は、日本と韓国が共にWTO政府調達協定（GPA）の締約国であることに留意した。共同研究会は、政府調達の公正性と透明性を向上させ、同時にその自由化を推進するために、両国が講じてきた措置を歓迎した。現在の状況を明らかにするため、双方は、外国企業が落札した政府調達契約に関する統計を交換した。その数字は、日本と韓国が、これまでは相互の政府調達市場に積極的に参加してこなかったことを示した。

<表7>政府調達に関する統計

（韓国）（2002年）

（単位：百万韓国ウォン）

		供給者		契約額
合計				61,021,536
建設サービス				36,161,551
サービス				5,165,007
物品供給				19,694,978
WTO GPAの対象となる 物品契約	外国の 供給者	GPA 締約国	米国	198,248
			日本	114,654

第3部 日韓FTAのスコープ

			ドイツ	102,972
			その他	132,910
			合計	548,784
			GPA 非締約国	129,048
			合計	677,832
		韓国の供給者		6,485,957
		合計		7,163,789
	WTO GPA の対象外の 物品契約			12,531,189

出典：韓国財政經濟部

(日本) (2000年)

(単位：000 SDRs)

				契約額
			合計	33,951,482
基準額以上の契約価額	物品	外国の 供給者	合計	10,498,857
			建設工事	4,969,004
			サービス	1,346,360
			米国	475,283
			E U	117,499
			韓国	424
			その他	98,602
			合計	691,808
			日本の供給者	3,491,685
			合計	4,183,493
基準額未満の契約価額		合計	23,452,625	

出典：WTO (statistics for 2000 as reported by Japan under the Article XIX:5 of the GPA)

125. 共同研究会は、国内及び外国企業の双方の積極的な参加を促す良い環境を形成するために、現行の入札手続きの簡素化と政府調達に関する透明性の向上を目的とした電子調達システムを開発する必要があることを認識した。

126. 韓国側は、電子調達システムの開発は、政府調達手続きの公正性と透明性の向上に貢献すると述べた。韓国側は、2002年9月に導入した国家総合電子調達(G2B)システムについて説明した。G2Bシステムは、物品・サービスの購入と建設サービスのためのすべての政府調達をインターネットを通じて処理するもので、入札通知から決済まですべての調達手続を対象としている。その結果、韓国では、すべての政府調達入札の84パーセントがG2Bシステムを介して処理されている。

第3部 日韓FTAのスコープ

127. 日本側からも、公共事業の一部で電子入札が実施されており、2003 年以降は、国土交通省におけるすべての直轄事業に電子入札が導入されることを説明した。

128. また、共同研究会は、両国の企業がコンソーシアムを形成することを奨励し、両国企業の世界市場への進出を支援することが必要であることも指摘した。

競争政策

129. 共同研究会は、日韓FTAを通じた貿易と投資の自由化から最大のメリットを引き出すためには、国境を越える反競争的行為への対処により競争法の執行を強化すること、両国の競争当局間の協力を強化することが重要であるという理解に達した。この関連で、共同研究会は、日韓FTAに競争政策を盛り込むべきであるという意見で一致した。

130. 韓国側は、両国の競争当局間の協力は現在のところ初期段階に留まっているが、今後は、正式な協力枠組みを確立することによって、法律の執行における協力態勢を強化する必要があると述べた。韓国側は、日韓FTAの競争政策として、相手国の利害に影響する可能性のある法執行活動の通報、消極礼讓、積極礼讓、情報の機密保持、法執行活動に対する相互支援といった、具体的な協力条項を盛り込むことが可能であると提案した。

131. これに対して、日本側は、日韓FTAの締結前にもこのような協力を強化することは可能であるから、両国の競争当局間でこうした問題に関する協議を開始したいと応じた。

132. 韓国側は、韓国企業が日本の流通システムにおける取引慣行について懸念を表明しており、このような取引慣行は公正な競争を阻害して外国企業を差別するものである、と指摘し、NTMsの交渉に競争当局を参加させることを提案した。日本側は、流通システムと取引慣行に関するガイドラインの作成によって競争的な環境を生み出そうと努力していることを説明し、もし日本の独占禁止法に違反する疑いのある事例があれば通知するよう希望した。

第3部 日韓FTAのスコープ

(2) 協力

情報通信技術 (ICT)

133. 1997年7月に発効した情報技術協定 (ITA) の加盟国として、日韓両国は、情報通信関連製品に対する関税をそれぞれの譲許スケジュールに従って撤廃した。2002年における両国のIT業界の規模は、世界総生産の26.0パーセントに達し、金額にして1,800億米ドルに相当する。日本は、世界総生産の19.6パーセントで第2位、韓国は6.4パーセントの第3位である²⁰。

134. 共同研究会は、両国間のITセクターの貿易が急速に増加していることを評価し、このセクターにおける現在の積極的な二国間協力をさらに拡大する必要があることを強調した。共同研究会は、日本と韓国に対し、東アジアにおけるIT関連の製品とサービスの主要な生産国として、互いに協力し合って二国間のIT分野での貿易・投資を促進して技術と人材の交流を活性化させる必要があると提言した。

135. 共同研究会は、日本と韓国が、プライバシーマークの相互承認、トラストマーク・アライアンス、電子署名と電子認証など、電子商取引のさまざまな領域で協力を進めてきていることを認識した。IT関連技術の急速な発展を考慮して、共同研究会は、両国が、新しい協力分野を日韓FTAの枠組みの中で追求するのみならず、日韓FTAの締結を待つことなしに既存の協力チャネルを活用する可能性も検討するべきであると提言した。こうした流れで、モバイル通信とデジタル・エレクトロニクス共同標準を制定するための提案が行われた。

中小企業 (SMEs)

136. 共同研究会は、日本と韓国の企業のそれぞれ99.7パーセントと99.8パーセントが中小企業であるという事実を考慮して、中小企業の成長のために適切な枠組みを構築することが両国経済の発展のために重要であることを指摘した。

²⁰ Reed Electronics Research, 2002

第3部 日韓F T Aのスコープ

137. 共同研究会は、両国の中小企業間の協力は両国の中小企業の成長をもたらすということにも同意した。かかる観点から、共同研究会は、日韓F T Aによって生み出される事業機会を中小企業が十分に活用できるように両国政府が両国の中小企業間の事業協力を支援する効果的な方策を検討すべきであるという見解を共有した。共同研究会は、中小企業分野における協力は、市場経済の原則に従って進められ、経済的な健全性を確保するよう効果的に実施されるべきことを認識した。

138. 韓国側は、韓国中小企業研究院が実施した調査に言及し、韓国の中小企業が、全般的には、日韓F T Aによる事業機会の拡大を歓迎していると指摘した。しかし、韓国側は、本調査は、韓国の中小企業は関税の撤廃によって韓国の中小企業に大きな損失が生じるかもしれないという韓国企業間の重大な懸念を示していることも指摘し、中小企業間の過度かつ深刻な変化を緩和するために妥当な措置を検討すべきであると主張した。これに対し日本側は、そのような懸念は、いくつかの分野における日本の中小企業にも同じく見られるであろうと指摘した。

139. かかる観点から、韓国側は、両国における中小企業の相互の発展を確保する方法を両国が共に模索するべきであると強調し、両国の中小企業間の産業協力と技術移転の強化と、日本の中小企業による韓国への投資の拡大を求めた。このため、韓国側は、両国の中小企業間の共同投資のための税制上の優遇措置や、技術協力のための仕組みの確立を含むさまざまなプログラムを提案した。加えて、韓国側は、両国政府が、韓国の中小企業に日本の退職技術者を雇用することを支援する仕組みを導入する方策を探るべきであると提案した。更に、韓国側は、両国がそれぞれの中小企業を助力する支援機関をすでに設置しており、それが両国の中小企業分野における効果的な協力への糸口となり得ることを前提として、韓国側は、こうした機関どうしの協力関係を強化するように示唆した。

140. これに対して、日本側は、両国の中小企業間の協力は、一方的な支援ではなく水平的な協力でなければならないと強調し、両国政府は、事業の相互交流を促進するための良好な環境を生み出すために最大限の努力を払うべきであると述べた。

第3部 日韓FTAのスコープ

貿易と投資の促進

141. 共同研究会は、貿易と投資を促進することを目的として両国間のこの領域における協力関係を拡大することの重要性について意見が一致した。共同研究会は、既存の貿易・投資関係をさらに拡大強化するため、そして両国企業間の戦略的提携によって新しい事業機会を探るために、さらに努力するべきであるという共通認識に至った。

142. 共同研究会は、日韓間における貿易と投資の二国間協力を促進するために、さまざまな措置とプログラムが実施されていることを認めた。日韓投資協定の締結、日韓産業技術協力財団（JKF）及び韓日産業技術協力財団（KJC）の設立などをそうしたプログラムとして挙げることができる。双方は、日韓投資協定の下で合同委員会を効果的に機能させるべきであると意見が一致した。また、JKF、KJCが現在まで実施した支援プロジェクトの成果が望ましいものであったという見解で一致し、この種のプロジェクトは、二国間協力に必要であるとの見解で一致した。共同研究会は、両国の貿易振興団体、つまり、日本貿易振興会（JETRO）と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）の協力が、両国の投資と貿易の振興に効果的に貢献してきたことに言及し、さらに、協力関係を強化していくべきであると述べた。しかし、共同研究会は、両国の経済規模と地理的近接性を考えれば、この領域では二国間協力を強化する余地がまだ大きく残されているという見解も述べた。

143. この点に関し、韓国側から、具体的な提案がなされた。韓国側は日韓投資協定（BIT）の締結にもかかわらず、日韓間の投資規模を実際に増加させるためにはより具体的なプログラムが必要となる可能性があると強調し、そして、BITに対する一般国民の認知度を高め、産業ネットワークの活性化を促す上での日本側の協力を要請した。加えて、韓国側は、両国の貿易不均衡の改善のために、韓国の部品・原材料製造部門に対する日本企業の投資をさらに拡大すべきであると主張した。また、韓国側は、最近設立された「日韓共同投資推進委員会」の活動の強化も提案した。加えて、主として部品と原材料の業界における産業協力と技術協力の重要性を強調した。こうした流れのなかで、韓国側は、韓国の南洞産業複合体と、日本の大田区を含む日本と韓国の部品・原材料製造クラスターに位置している企業間の生産協力や販売協力、共同投資、技術移転といった、多様な形態の協力のあり方を提案した。

第3部 日韓FTAのスコープ

144. 日本側は、日本と韓国における産業技術の発展のレベルの違いは実質的にないことを指摘した。日本側は、有意義な技術移転は、政府のプログラム支援によってではなく、民間企業がそのような取引がお互いの利益になることを認識したときに行われるものであることを強調した。また、日本側は、韓国の大企業が、日本からの投資を呼び込むことについて、巨大な潜在力を持っているとの見解を述べた。なぜなら、日本の中小企業は、韓国の大企業が韓国でのビジネス機会を提示した場合に、韓国に投資することを決定する機会が多いからである。日本側は、両国政府は、むしろより透明性のある、自由なビジネス環境の整備に重点をおくべきであると強調した。

科学技術

145. 共同研究会は、知を基盤とした経済を推進する上で科学技術が果たす役割の重要性は、どこまで強調してもしすぎることはないことに留意した。科学技術の継続的発展は、二国間の貿易、投資、そしてその他の経済活動の推進に極めて重要なものである。

146. これに関して、共同研究会は、科学技術協力が双方に大きなメリットをもたらすことを確認し、1985年に締結された「日韓科学技術協力協定」の下で、両国が「科学技術協力委員会」や「科学技術フォーラム」を定期的開催するなど、科学技術の分野における二国間協力は、現在、積極的に進められていることに留意した。韓国側は、日韓FTAの利益を最大化する上で、両国間の科学技術協力が重要であること、両国がそのために共同で努力すべきであることを強調した。

147. 韓国側は、現在の協力関係をさらに強化するために、韓国側は、以下のような具体的な提案を行った。バイオテクノロジー、ナノテクノロジーといった両国の共通の関心分野で共同研究を推進するための共同研究基金の設立、科学技術部門における人材交流を拡大するための交流プログラムの設立、両国の大規模かつ高価な研究施設の共同利用に関するプログラムの促進などである。さらに、韓国側は、前述の協力を推進するために、現在は政府高級実務者レベルで開催されている合同委員会を閣僚レベルに格上げすることも提案した。

148. これに対して、日本側は、科学技術の分野における二国間協力を進展させることの重要性には同意するが、これらの韓国側からの提案は、両国間に既

第3部 日韓F T Aのスコープ

にある協力の枠組みの中で協議することが可能であり、既存の枠組みの中では対処できない問題を明らかにすることが重要かつ必要であるという見解を表明した。

運輸

149. 共同研究会は、日韓F T Aが、二国間の貿易、投資、観光の流れを拡大すること、また、運輸協力が、両国間の人と物の往来を増加させる上で極めて重要であろうことに留意した。共同研究会は、このため、この分野における協力がさらに拡大されるであろうことで一致した。

150. 韓国側は、両国間の海上・航空運送のセクターで自由化を推進することを提案した。特に、韓国側は、両国それぞれの航空・海運当局が現行の運輸・交通制度を自由化する努力を拡大する必要があると指摘した。

151. 共同研究会は、両国間に一日生活圏を実現するため金浦 - 羽田空港間の航空便を導入することに関し意見が一致した、2003年6月の首脳会談の共同声明を歓迎した。

放送

152. 共同研究会は、両国間の友好と相互理解を促進するために、放送の分野で協力を進展させることが重要であることを認識した。

153. 知を基盤とした経済におけるデジタル放送の重要性を重視して、韓国側は、放送機関、政府機関、非政府組織（N G O）などを含めた、放送に係する組織間の協力を推進するためのプログラムを提案した。

154. 日本側は韓国の最近の日本の映画、C D、ゲームに関する自由化の予定を歓迎し、韓国が放送分野においてさらにこれらコンテンツの自由化を進めていくという計画に関心を示した。

観光

第3部 日韓FTAのスコープ

155. 共同研究会は、日本を訪れる韓国人の数は増加しているが、韓国を訪れる日本人は減少していることに留意した。日韓が地理的に隣り合った国であることを考えると、両国間の観光旅行者の往来を促進するため、また、諸外国から両国に観光客を引き付けるため、観光分野においてさまざまな二国間協力を検討する余地があることが指摘された。特に、韓国側は、日本と韓国から相手国への観光客の数を増加させるためには、査証免除の協定を結ぶべきであり、運輸協力を拡大するべきであることを指摘した。

環境

156. WTOとヨハネスブルグ・サミット²¹で再確認されたとおり、貿易と環境は相互に補強的であるべきであるという認識に基づいて、共同研究会は、両国が環境の分野でさまざまな協力活動に乗り出す方法を模索すべきであるという見解で一致した。共同研究会は、環境に対して十分に配慮しながら貿易と投資の自由化を実施するために、環境保護のための施策を日韓FTAに盛り込むことが重要であることを再確認した。

157. 共同研究会は、貿易自由化が環境に及ぼす影響を評価するために、環境影響アセスメント（EIA）に関する調査研究が双方によって実施されていることに留意した。双方は、FTAの環境影響アセスメントに関する取り組みについて説明した。共同研究会は、FTAが環境に対して及ぼす実際の影響を正確に評価することが可能であれば、FTAの環境影響アセスメントは、効果的な環境政策を考案する助けとなり、有用であり得るという見解で一致した。こうした考えに基づき、FTAの環境影響アセスメントの手法に関するそれぞれの国における研究の情報を交換し合うことで合意した。

158. 共同研究会は、エコ表示は、環境に配慮した製品の生産と消費を高めるのに有効な手段であることを確認するとともに、環境に配慮した製品が日韓FTAを通じて流通することを後押しするためには、日本における「エコマーク」と韓国における「エコラベリング」の相互承認を進めることが効果的であることを確認した。双方は、エコ表示制度が、外国企業の市場参入を妨げる買

²¹ アジェンダ21の実現に向けて具体的な政策を決定し、評価可能な目標を設定することを目的として、国連の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）が、2002年9月にヨハネスブルグで開催された。

第3部 日韓FTAのスコープ

易障壁として機能するのを防ぐ努力を行うことで合意し、この分野で相互承認を進める方法について議論した。

159. 韓国側は、環境に配慮した製品とサービスを両国において普及させる上で環境技術が果たす役割の重要性を強調し、両国間の事業活動を支援するために、インターネット上で利用できる環境情報の交換を両国間で促進するさまざまな方法を考案することを提案した。

金融

160. 1997年のアジア通貨危機の経験を想起し、共同研究会は、この地域における危機の再発を防ぐために、二国間通貨スワップ・メカニズムやアジア域内通貨建ての債券の活用などの手段を通じて、二国間及び地域レベルでの金融協力を強化する必要性を認識した。また、共同研究会は、金融分野における協力関係を強化する機会として、日韓FTAを活用することが重要であることに留意した。

人材養成

161. 共同研究会は、学生、教員、大学の研究者の交換により、日韓間での幅広い人材交流が行われていることに留意した。また、毎年約100人の韓国留学生を日本の理工系大学に送っている日韓共同プログラムについても取り上げた。

162. 共同研究会は、人材の交流が、両国の国民が相互理解を深めるのに適した環境を生み出し、両国間の人材養成に寄与することを強調した。日韓間の人材交流を活性化するためには、幅広いプログラムを設けるべきであることが指摘された。

163. 韓国側は、学生だけでなく、技術分野の専門家の交換も双方にメリットがあると指摘し、このために、退職したCEOや専門家による経営や技術上の助言の提供といった、多様な措置を両国が模索することを提案した。韓国側は、関連情報を交換するための教育情報ネットワークの設立を提案した。

第3部 日韓FTAのスコープ

(3) 紛争解決

164. 紛争解決に関しては、運営コストを削減し、手続きの曖昧さに起因する回避可能な衝突を未然に防ぐために、透明で簡潔かつ明確な紛争解決手続を規定することが重要であるという点で双方が合意した。

165. 韓国側は、日韓FTAにおける紛争解決手続きに関して、KCFTA及びJSEPAにおける類似の規定との比較検討によって一連の方向性を提案した。まず最初に、紛争解決の範囲には、協定違反申立に係る紛争と日違反申立に係る紛争の両方を含むものとする。JSEPAとは異なり、協議手続は単一のチャンネルにより進められ、パネル（小委員会）の構成とパネリスト候補者名簿の作成についてはより単純化されたものとすることができると提案した。最終報告書を発出する前に、中間報告を提出することもできるとした。日本側は、将来、この問題に関して詳細な議論を行いたいとした。

第4部 結論及び提言

結論

相互にメリットのある経済パートナーシップに向けて

166. 共同研究会は、日本及び韓国が、両国の二国間経済関係の進展に大きな成果を上げてきたことを再確認し、さらに重要な点として、二国間F T Aを通して未開拓の潜在的可能性を活用する方途を追求した。

167. 共同研究会は、日韓F T Aが、両国双方にとって有益な状況を作り出すことによって広範囲にわたるメリットをもたらすことを確認した。日韓F T Aは、両国が地理的に近いことを考慮すると、お互いにとって掛け替えのないF T Aとなるであろう。主要なメリットの1つに、貿易及び投資の分野における協力関係の強化が挙げられるが、社会や文化を含む他の分野についてもメリットがあることは言うまでもない。この点に関して、共同研究会は、二国間F T Aは、両国の国民間に残る歴史的緊張を緩和し、未来を指向したパートナーシップをさらに強化する効果的な手段となるものであるとの結論に達した。換言すれば、日韓F T Aは 21 世紀における日韓パートナーシップの象徴となるであろう。

168. 共同研究会は、日韓F T Aが、最大限のメリットを実現するためには、すでに述べた諸原則、すなわち、包括性、実質的な自由化、相互利益の拡大、そしてW T Oの規定やルールとの整合性といった原則を基盤として、強固に構築されるべきであることを強調した。さらに、日韓F T Aは、締約国、すなわち日本と韓国のメリットを増大するだけでなく、他国が見習うに足る模範を示すことによって、東アジアの、そしてより広い国際社会の経済成長に貢献するものとなるべきである。

169. また、共同研究会は、貿易自由化を達成するための現実的な方法をじっくり検討することの重要性も強調した。自由化のメリットが重要であることは明らかであるが、一部のセクターは自由化によって負担を強いられる恐れがある。共同研究会は、こうしたグループの懸念に対応する必要性に留意した。

170. 共同研究会は、日本と韓国の両国がF T Aから獲得し得る確実なメリットを、経済的・戦略的な意味合いも含めて明らかにしようと試みた。共同研究

第4部 結論及び提言

会は、日韓 F T A の推進に対する国民の支持を得るためには、F T A が両国それぞれの経済にもたらすメリットを国民に理解してもらうことが重要であると強く認識している。

171. ただし、付言すれば、問題を詳細に議論し、両国間の協力を推進する具体的なアジェンダを提示するという点で、共同研究会の議論は一定の限界を示した。これは、主として、共同研究会に委託された権限が、日韓間の F T A に関して問題を明確化しつつお互いの見解を交換することである、という事実に起因する。

172. 協議を進める中で、N T M s の撤廃、二国間直接投資の促進、産業協力強化の重要性といった一部の問題で、双方の見解の相違が明らかとなった。韓国側は、日韓 F T A の相互利益の確保に資する重要な問題が存在することを強調した。また、韓国側は、両国間の高度な経済統合を達成するための協力メカニズムの拡大を強く主張したが、日本側は、既存の交渉チャネルを通じて同じ目標の達成に努めたいという希望を表明した。

173. しかしながら、日韓双方は、日韓 F T A から生じる長期的メリットを考慮して、短期的な影響だけに注目する消極的な意見の克服に向けて最大限の努力を払い、双方を利する戦略を基盤として相互利益を達成する方途を模索してゆくことで、実りある未来指向の関係の構築を目指すものである、という共通認識に到達した

東アジアの平和と繁栄のために

174. 韓国の金大中前大統領の提案により、A S E A N 諸国、中国、日本、韓国の首脳は、1998 年 12 月と 2000 年 11 月、それぞれ東アジア・ビジョン・グループ (E A V G) と東アジア・スタディ・グループ (E A S G) を設置することに合意した。E A V G と E A S G は、いずれもその最終報告書で、中長期的目標として、東アジア自由貿易地域 (E A F T A) の創設を提言した。2002 年 11 月にカンボジアで開催された A S E A N + 3 サミットにおいて、参加各国の首脳は、将来的目標としての E A F T A の創設に対して原則的支持を表明した。

第4部 結論及び提言

175. 共同研究会は、日韓F T Aが、最終的には東アジアにおける地域協力を強化する触媒として機能し、さらにはE A F T A創設への布石としての役割を果たすことを認識した。共同研究会は、日韓F T Aが東アジアの平和と繁栄の礎石となることを希望する。E A F T Aのビジョンは、東アジア地域のあらゆる人々の全面的な能力の開花を基盤とした、平和、繁栄及び発展の東アジア共同体（E A C）を創生することである²²。同時に、東アジア共同体は、将来、世界の他の地域に対して望ましい貢献を行うであろう。

176. さらに、共同研究会は、日韓F T Aは、両国の相互依存性を強めることによって、地域安全保障に貢献するとの考えである。地域安全保障に関しては、A S E A N地域フォーラム（A R F）で討議が進められており、その中で信頼醸成措置が実施されつつある。共同研究会は、東アジアにおける経済協力の強化が、地域安全保障を約束するもう1つの柱となるであろうという考えを表明した。

²² 東アジアビジョングループ(2001) "Towards an East Asian Community"

第4部 結論及び提言

提言

177. 共同研究会は、韓国及び日本の両政府が、日韓 F T A を合理的な期間内に締結することを目指して早期に交渉を開始するように提言する。共同研究会は、両国政府が、双方に利益と効率性の向上をもたらし、最終的に両国経済のさらなる発展を実現する包括的な F T A を創設することを願っている。特に、N T M S の削減によって産業の発展に適した環境を醸成することの重要性を考慮し、共同研究会は、共同研究会の合意に即して、交渉の過程において、N T M S を適切に取り扱うように提言する。

178. 共同研究会は、両国の産業界が、構造改革と競争力強化を推進するにあたって日韓 F T A を積極的に活用するように希望する。また、共同研究会は、両国産業界が、日韓 F T A を機に戦略的提携を追求し、さまざまな既存の産業界間のフォーラムを一段と活性化させることによって、産業界における二国間協力をさらに拡大することも希望する。共同研究会は、両国政府が日韓 F T A 交渉の中で産業界の意見を十分に考慮するように提言する。

179. また、共同研究会は、両国の学界が、日韓 F T A の多様な側面についてそれぞれの政府に助言を行い、また両国の経済と二国間関係の将来に対するビジョンを提示するために、関連する調査研究を継続的に実施することを希望する。

180. 上記の提案に加えて、共同研究会は、正式交渉の早期開始と時宜を得た妥結を期して、日韓 F T A に対する一般国民の関心を高め、日韓の両国民の間に F T A を支持する気運を生み出すために、両国の政府、経済人、学界が一体となって取組を展開するよう提言する。

第5部 別添文書

1. 共同研究会のメンバー

韓国	日本
<p>政府</p> <p>チヨ・ヒョン 外交通商部審議官</p> <p>ナム・ジンウク 財政經濟部課長</p> <p>キム・ビョンソプ 財政經濟部課長</p> <p>ソ・スンヨル 外交通商部課長</p> <p>チヨ・ジェフオ 農林部課長</p> <p>イ・ビョンチョル 産業資源部課長</p> <p>チョン・ヨンシク 海洋水産部課長</p>	<p>渥美 千尋 (2002年7月 - 2003年7月) 外務省アジア大洋州局審議官</p> <p>西宮 伸一 (2003年8月 - 10月) 外務省アジア大洋州局参事官</p> <p>浦西 友義 (2002年7月 - 2003年6月) 財務省大臣官房審議官 (関税局担当)</p> <p>青山 幸恭 (2003年7月 - 10月) 財務省大臣官房審議官 (関税局担当)</p> <p>村上 秀徳 (2002年7月 - 2003年6月) 農林水産省総合食料局国際部長</p> <p>内藤 邦男 (2003年7月 - 2003年10月) 農林水産省大臣官房国際部参事官</p> <p>仁坂 吉伸 (2002年7月) 経済産業省通商政策局審議官</p> <p>成宮 治 (2002年7月 - 2003年6月) 経済産業省通商政策局審議官</p> <p>桑原 哲 (2003年7月 - 10月) 経済産業省通商政策局審議官</p>
<p>産業界</p> <p>ペ・ミョンハン 韓国全国経済人連合会</p> <p>チョン・ジェファ 韓国貿易協会</p> <p>ユン・チョルミン 大韓商工会議所</p> <p>キム・ジョンヒョン 韓国中小企業共同組合</p> <p>ファン・ヒョンソン 農協中央会</p>	<p>大貫 義昭 日本経済団体連合会アジア大洋州地域委員会 日韓産業協力検討会座長</p> <p>石井 幸孝 (2002年7月) 九州旅客鉄道株式会社取締役相談役</p> <p>今野 正弘 全国農業協同組合中央会W T O対策室長</p>

第5部 別添文書

学界

キム・ドヒョン
啓明大学校

アン・ドクン
K D I 国際大学院

キム・ヤンヒ
韓国対外経済政策研究院

キム・ドフン
韓国産業研究院

チョ・セギョン
韓国農村経済研究院

鈴木 宣宏
九州大学助教授

深尾 京司
一橋大学教授

深川 由起子
東京大学教授

第5部 別添文書

2. 会合日程

	日程及び開催場所	注
第1回会合	2002年7月10-11日、ソウル	
第2回会合	2002年10月1-2日、東京	
第3回会合	2002年12月4-5日、釜山	
第4回会合	2003年2月6-7日、東京	
第5回会合	2003年4月14-15日、ソウル	
第1回NTM協議会	2003年5月27日、東京	
第6回会合	2003年7月11-12日、福岡	
第2回NTM協議会	2003年9月1日、ソウル	
第7回会合	2003年9月2-3日、ソウル	
第8回会合	2003年10月2日、ソウル	

第5部 別添文書

3. 二国間の貿易・投資・サービスに関する統計

< 表1 > 韓国の主要貿易相手国 (2002年)

(単位：百万米ドル)

順位	国	輸出	輸入	貿易額	割合 (%)
1	米国	32,780	23,009	55,789	24
2	日本	15,143	29,856	44,999	19
3	中国	23,754	17,400	41,154	17
4	香港	10,146	1,695	11,841	5
5	台湾	6,632	4,832	11,464	5
6	ドイツ	4,287	5,472	9,759	4
7	サウジアラビア	1,259	7,551	8,810	4
8	オーストラリア	2,340	5,973	8,313	4
9	インドネシア	3,145	4,723	7,868	3
10	シンガポール	4,222	3,430	7,652	3
11	マレーシア	3,218	4,041	7,259	3
12	英国	4,255	2,437	6,692	3
13	アラブ首長国連邦	2,269	4,210	6,479	3
14	フィリピン	2,950	1,867	4,817	2
15	イタリア	2,217	2,274	4,491	2
	合計	118,617	118,770	237,387	100

出典：韓国貿易情報サービス (KOTIS)

第5部 別添文書

< 表 2 > 日本の主要貿易相手国(2002年)

(単位：百万米ドル、%)

順位	国	輸出	輸入	収支	貿易額	割合
1	米国	118,409	57,616	60,793	176,025	23.4
2	中国	39,645	61,522	-21,877	101,167	13.5
3	韓国	28,441	15,419	13,022	43,860	5.8
4	台湾	26,122	13,525	12,597	39,647	5.3
5	香港	25,287	1,417	23,870	26,704	3.6
6	ドイツ	14,058	12,362	1,697	26,420	3.5
7	タイ	13,125	10,466	2,659	23,590	3.1
8	オーストラリア	8,270	13,959	-5,689	22,228	3.0
9	マレーシア	10,967	11,156	-189	22,124	2.9
10	インドネシア	6,208	14,123	-7,915	20,331	2.7
11	シンガポール	14,127	4,990	9,138	19,117	2.5
12	英国	11,925	5,392	6,533	17,317	2.3
13	サウジアラビア	3,741	11,582	-7,841	15,323	2.0
14	フィリピン	8,420	6,512	1,908	14,933	2.0
15	アラブ首長国連邦	2,935	11,546	-8,610	14,481	1.9
合計		414,847	336,179	78,668	751,027	100.0

出典：貿易統計、日本国財務省（関税定率法第4条の7に規定された、税関長公示レート of 年平均を使用。）

第5部 別添文書

< 表3 > 韓国の対日貿易

(単位：百万米ドル)

年	輸出 (増加率)			輸入 (増加率)			貿易収支	
	対世界	対日本	割合	対世界	対日本	割合	対世界	対日本
1990	65,016 (4.2)	12,638 (-6.1)	19.4	69,844 (13.6)	18,574 (6.4)	26.5	-4,828	-5,936
1991	71,870 (10.5)	12,356 (-2.2)	17.1	81,525 (16.7)	21,120 (13.7)	25.9	-9,655	-8,764
1992	76,632 (6.6)	11,599 (-6.1)	15.1	81,775 (0.3)	19,458 (-7.9)	23.7	-5,143	-7,859
1993	82,236 (7.3)	11,564 (-3.0)	14	83,800 (2.5)	20,016 (2.9)	23.8	-1,564	-8,452
1994	96,013 (16.8)	13,523 (16.9)	14	102,348 (22.1)	25,390 (26.8)	24.8	-6,335	-11,867
1995	125,058 (30.3)	17,049 (26.1)	13.6	135,119 (32.0)	32,606 (28.4)	24.1	-10,061	-15,557
1996	129,715 (3.7)	15,767 (-7.5)	12.1	150,339 (11.3)	31,449 (-3.5)	20.9	-20,624	-15,682
1997	136,164 (5.0)	14,771 (-6.3)	10.8	144,616 (-3.8)	27,907 (-11.3)	19.2	-8,452	-13,136
1998	132,313 (-2.8)	12,238 (-17.1)	11.8	93,282 (-35.5)	16,840 (-39.7)	13.2	39,031	-4,602
1999	143,685 (8.6)	15,862 (29.6)	11	119,752 (28.4)	24,142 (43.4)	20.2	23,933	-8,280
2000	172,268 (19.9)	20,466 (29.0)	11.9	160,481 (34.0)	31,828 (31.8)	19.8	11,786	-11,362
2001	150,439 (-12.7)	16,506 (-19.4)	11	141,098 (-12.1)	26,633 (-16.3)	18.9	9,341	-10,127
2002	162,471 (8.0)	15,143 (-8.3)	9.3	152,126 (7.8)	29,856 (12.1)	19.6	10,344	-14,713

出典：韓国貿易情報サービス

第5部 別添文書

< 表4 > 日本の対韓貿易

(単位：100万米ドル、%)

年	輸出			輸入			貿易収支	
	対世界	対韓国	割合	対世界	対韓国	割合	対世界	対韓国
1990	285,693	17,352	6.1	233,307	11,643	5.0	52,386	5,709
(増加率)	3.7	4.4		10.5	-10.6			
1991	314,149	20,055	6.4	236,578	12,332	5.2	77,571	7,723
(増加率)	10.0	15.6		1.4	5.9			
1992	339,294	17,775	5.2	232,921	11,563	5.0	106,373	6,211
(増加率)	8.0	-11.4		-1.5	-6.2			
1993	360,237	19,031	5.3	240,380	11,625	4.8	119,857	7,406
(増加率)	6.2	7.1		3.2	0.5			
1994	394,598	24,256	6.1	273,841	13,445	4.9	120,756	10,811
(増加率)	9.5	27.5		13.9	15.7			
1995	441,959	31,157	7.0	335,732	17,263	5.1	106,227	13,894
(増加率)	12.0	28.5		22.6	28.4			
1996	412,917	29,469	7.1	350,719	16,019	4.6	62,198	13,450
(増加率)	-6.6	-5.4		4.5	-7.2			
1997	423,038	26,188	6.2	339,992	14,640	4.3	83,046	11,548
(増加率)	2.5	-11.1		-3.1	-8.6			
1998	385,368	15,253	4.0	278,905	12,002	4.3	106,463	3,251
(増加率)	-8.9	-41.8		-18.0	-18.0			
1999	415,735	22,788	5.5	308,368	15,951	5.2	107,367	6,837
(増加率)	7.9	49.4		10.6	32.9			
2000	481,131	30,819	6.4	381,319	20,536	5.4	99,812	10,284
(増加率)	15.7	35.2		23.7	28.7			
2001	404,954	25,398	6.3	350,687	17,266	4.9	54,268	8,132
(増加率)	-15.8	-17.6		-8.0	-15.9			
2002	414,847	28,441	6.9	336,179	15,419	4.6	78,668	13,022
(増加率)	2.4	12.0		-4.1	-10.7			

出典：貿易統計、日本国財務省（関税定率法第4条の7に規定された、税関長公示レート of 年平均を使用。）

第5部 別添文書

< 表5 > 韓国の対日主要輸出品目（上位50品目）

(単位：100万米ドル)

順位	HS	品名	輸出額	総輸出額に占める割合
		合計	16,506	
1	2710001050	ナフサ	1,364	8.3
2	2710003000	軽油	664	4.0
3	8542199011	DRAM	513	3.1
4	8542199090	その他のデジタル集積回路	474	2.9
5	8471602023	液晶式表示装置	473	2.9
6	8473309000	パソコン等の部分品	460	2.8
7	2710002010	灯油	419	2.5
8	2710002020	ジェットエンジンの燃料	364	2.2
9	8471300000	ノートパソコン等	251	1.5
10	8525401010	デジタルビデオカメラ等	185	1.1
11	8542199012	SRAM	170	1.0
12	2710001010	揮発油（自動車の燃料用）	165	1.0
13	8517509000	その他の優先通信機器	156	0.9
14	8471509000	その他のパソコン等	153	0.9
15	8542199013	フラッシュメモリ	150	0.9
16	8473304060	自動データ処理機械等の部分品	148	0.9
17	8542199019	その他の型のデジタル集積回路	146	0.9
18	303491000	めばちまぐる（冷凍）	140	0.8
19	8480719000	射出式・圧縮式のゴム又はプラスチックの成型用の型	126	0.8
20	8522902000	ビデオ、テープレコーダー等の部分品	121	0.7
21	8542191000	チップ、ダイス、チップ状に切っていないウェーハ（その他のデジタル集積回路）	95	0.6
22	2208904000	焼酎	87	0.5
23	6109101000	綿のTシャツ、アンダーシャツ、その他のシャツ	87	0.5
24	8523132020	録画用磁気テープ（幅12.7mm）	86	0.5
25	7326909000	その他の鉄鋼製品	75	0.5
26	7308909000	その他の構造物及び部分品	75	0.5
27	7209170000	（鉄又は非合金鋼の）フラットロール製品（厚さ0.5mm～1mm）	75	0.5
28	7615192000	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品	74	0.4
29	2710004030	Bunker c	72	0.4
30	8708700000	車輪並びにその部分品、付属品	71	0.4
31	802402000	栗（生鮮又は乾燥）	68	0.4

第5部 別添文書

32	<u>6106100000</u>	綿の女性用ブラウス、シャツ	66	0.4
33	<u>2005901000</u>	キムチ（冷凍でないもの）	65	0.4
34	<u>7209160000</u>	（鉄又は非合金鋼の）フラットロール製品（厚さ1mm～3mm）	62	0.4
35	<u>303420000</u>	きはだまぐろ（冷凍）	62	0.4
36	<u>8541219000</u>	その他	61	0.4
37	<u>7208510000</u>	（鉄又は非合金鋼の）その他フラットロール製品（厚さ10mm超）	60	0.4
38	<u>8519993090</u>	その他	60	0.4
39	<u>8471491090</u>	その他のデジタル式自動データ処理機械	54	0.3
40	<u>8532240000</u>	セラミックコンデンサー（多層のもの）	54	0.3
41	<u>7210490000</u>	（鉄又は非合金鋼の）フラットロール製品（亜鉛をめっきしたもの）	54	0.3
42	<u>6109903010</u>	合繊維のTシャツ	53	0.3
43	<u>307101090</u>	かき（活・蔵・凍）	52	0.3
44	<u>8708999000</u>	その他自動車部品	50	0.3
45	<u>7208390000</u>	その他のフラットロール製品（厚さ3mm未満）	49	0.3
46	<u>3923100000</u>	その他のプラスチック製品	49	0.3
47	<u>7208270000</u>	フラットロール製品（厚さ3mm未満）	48	0.3
48	<u>1604302000</u>	たらの卵（調整品）	48	0.3
49	<u>2902200000</u>	ベンゼン	48	0.3
50	<u>8471702020</u>	ハードディスクドライブ	46	0.3

出典： Korea Customs Service

第5部 別添文書

< 表6 > 韓国の対日主要輸入品目（上位50品目）

（単位：100万米ドル）

順位	HS	品名	輸入額	総輸入額に占める割合	譲許税率
		合計	26,633		
1	8542199090	その他のモノリシックデジタル集積回路	999	3.8	0.0%
2	8542191000	チップ、ダイス、チップ状に切っていないウェーハ（その他のモノリシックデジタル集積回路）	640	2.4	0.0%
3	8529909910	その他の部分品（ラジオ・テレビ以外の通信機器等）	403	1.5	0.0%
4	8708400000	ギヤボックス	392	1.5	8.0%
5	8542139000	酸化金属半導体	382	1.4	8.0%
6	7208380000	その他フラットロール製品（厚さ3～4.75mm）	367	1.4	2.0%
7	8473309000	自動データ処理機械等の部分品	322	1.2	0.0%
8	7208390000	その他フラットロール製品（厚さ3mm未満）	309	1.2	2.0%
9	8479899099	その他の機械類	302	1.1	8.0%
10	2902430000	パラキシレン	274	1.0	5.0%
11	8507802000	リチウムイオン電池	269	1.0	8.0%
12	7208510000	その他フラットロール製品（厚さ10mm超）	258	1.0	4.0%
13	8542199019	その他	255	1.0	0.0%
14	8541609000	その他の圧電結晶電池	200	0.8	0.0%
15	3818001000	電気工学に用いられる物質	193	0.7	0.0%
16	9001200000	偏光材料製のシート及び板	180	0.7	8.0%
17	9030820000	半導体ウェーハ若しくは装置の測定用検査用機器	179	0.7	3.6%
18	8522909090	その他録音再生機器部品	175	0.7	8.0%
19	8534002000	of tape type or obtained by forming with circuits which function as lead frames	166	0.6	0.0%
20	9001909000	その他の光学用品（機器の部分品でないもの）	153	0.6	8.0%
21	7204490000	その他の鉄鋼のくず	152	0.6	1.0%
22	3824909090	化学工業において生産されるその他の化学品調整品残留品（ポリ塩化ビニル、チューインガムベース等を除く）	152	0.6	8.0%

第5部 別添文書

23	8539390000	紫外線ランプ以外の電気ランプ	150	0.6	8.0%
24	2710003000	軽油	146	0.5	5.0%
25	2707300000	キシロール	146	0.5	5.0%
26	8536902000	コネクタ（使用電圧が1000Vを超えないもの）	139	0.5	0.0%
27	9013909000	その他部品（液晶デバイス、レーザー、その他光学機器）	135	0.5	8.0%
28	8479892020	machines for depositing membrane or sputtering metal on wafers	135	0.5	0.0%
29	8531200000	発光ダイオード液晶が組み込まれたパネル装置	131	0.5	0.0%
30	8537102000	配電用盤等（使用電圧が1000Vを超えないもの）	127	0.5	8.0%
31	8471602023	液晶モニター	116	0.4	0.0%
32	7219130000	フラットロール製品（厚さ3～4.75mm）	112	0.4	2.0%
33	9010420000	半導体に回路図を投影する装置（ステップアンドリピート方式のもの）	108	0.4	0.0%
34	8525409000	その他（その他のビデオカメラレコーダー）	105	0.4	8.0%
35	8541109000	その他	102	0.4	0.0%
36	8534009000	その他印刷回路	101	0.4	0.0%
37	8540913000	陰極線管の部分品	99	0.4	8.0%
38	7501201090	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製練の中間生産物	98	0.4	1.0%
39	8528300000	ビデオプロジェクター	98	0.4	8.0%
40	8542309000	その他（モノリシック集積回路）	97	0.4	0.0%
41	3824907600	液晶調整品	96	0.4	8.0%
42	8479909090	parts of eyeletting machines, coating machines or auto-dooroperators	95	0.4	8.0%
43	2901220000	プロペン（プロピレン）	94	0.4	2.0%
44	8532240000	セラミックコンデンサー（多層のもの）	94	0.4	0.0%
45	9031809099	その他の測定用、検査用機器	89	0.3	8.0%
46	7402002000	粗銅及び電解精製用陽極銅	88	0.3	2.0%
47	8529909400	ラジオ受信機部品	87	0.3	8.0%
48	2901210000	エチレン	84	0.3	2.0%
49	7225990000	その他（亜鉛等でめっきされていないもの）	83	0.3	4.0%
50	8542909000	その他部品	83	0.3	0.0%

出典： Korea Customs Services

第5部 別添文書

< 表7 > 日本の対韓主要輸出品目（上位50品目）

HS	品名	韓国関税率(2002年4月ベース)	輸出額(2001年、千円)	輸出額に占める割合	往復貿易額に占める割合
'847989900'	その他の機械類	8%又は0%	94,002,313	3.19%	1.88%
'854213900'	その他のモス型モノリシックデジタル集積回路(実装したもの)	0.0%	58,064,625	1.97%	1.16%
'854213190'	その他のモス型モノリシックデジタル集積回路(実装していないもの)	0.0%	51,657,233	1.75%	1.03%
'900120000'	偏光材料製のシート及び板	8.0%	50,676,708	1.72%	1.01%
'852990900'	その他の部分品(テレビ、電話等に使用するもの)	8%又は0%	47,349,909	1.61%	0.95%
'870840000'	ギヤボックス	8.0%	46,934,533	1.59%	0.94%
'854213320'	MCU(マイクロコントローラ)	0.0%	39,083,191	1.33%	0.78%
'720838100'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので巻いたもの。厚さ3mm～4.75mm。炭素含有量が0.6%未満)	2.0%	38,139,478	1.29%	0.76%
'382490000'	化学工業において生産されるその他の化学品、調整品、残留物	8.0%	37,131,601	1.26%	0.74%
'854213230'	ROM(読み出し専用メモリー)	0.0%	36,561,310	1.24%	0.73%
'290243000'	パラキシレン	5.0%	33,546,359	1.14%	0.67%
'854389000'	その他の電気機器	8%又は0%	33,216,045	1.13%	0.66%
'850780200'	リチウムイオン電池	8.0%	32,592,188	1.11%	0.65%
'854230900'	その他のモノリシック集積回路(実装したもの)	0.0%	32,576,609	1.10%	0.65%
'720839110'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので巻いたもの。厚さ1.5mm～3mm。炭素含有量が0.6%未満)	2.0%	32,426,491	1.10%	0.65%
'853400000'	印刷回路	0.0%	28,244,020	0.96%	0.57%
'847330000'	自動データ処理機械等の部分品	0.0%	27,990,059	0.95%	0.56%
'720851100'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので巻いていないもの。厚さ10mm～。炭素含有量が0.6%未満)	4.0%	24,926,155	0.85%	0.50%
'381800100'	けい素	0.0%	24,588,070	0.83%	0.49%
'901042000'	半導体に回路図を投影する装置(ステップアンドリピート方式のもの)	0.0%	19,647,545	0.67%	0.39%
'853710000'	配電用盤等(使用電圧が1000ボルト以下のもの)	8.0%	19,474,493	0.66%	0.39%
'854160900'	その他の圧電結晶素子	0.0%	18,802,590	0.64%	0.38%
'271000300'	軽油	5.0%	18,216,519	0.62%	0.36%
'370790000'	その他の写真用化学調整品	8%(半導体用フォトレジストのみ6.5%)	17,310,964	0.59%	0.35%
'900190000'	その他の光学用品(機器の部分品ではないもの)	8.0%	17,023,504	0.58%	0.34%
'841989000'	その他の機器(温度変化により材料を処理する機器)	8.0%	15,723,274	0.53%	0.31%
'903089100'	集積回路又は半導体デバイスの特性測定器	8.0%	14,544,516	0.49%	0.29%
'854091000'	陰極線管の部分品	8.0%	14,536,183	0.49%	0.29%
'852540000'	スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー	8%(デジタルスチルビデオカメラは0%)	14,415,352	0.49%	0.29%
'853690210'	コネクタ	0.0%	14,239,767	0.48%	0.28%
'854140910'	発光ダイオード	0.0%	13,822,505	0.47%	0.28%
'903180190'	その他の測定用、検査用機器	8%(半導体製作の用に供するものは0%)	13,806,916	0.47%	0.28%

第5部 別添文書

'721913000'	ステンレス鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので巻いたもの、厚さ3mm～4.75mm)	2.0%	13,689,991	0.46%	0.27%
'853224000'	セラミックコンデンサー(多層のもの)	0.0%	13,678,641	0.46%	0.27%
'901049000'	半導体に回路図を投影する装置(その他のもの)	0.0%	13,484,916	0.46%	0.27%
'854240000'	ハイブリッド集積回路	0.0%	12,558,373	0.43%	0.25%
'854213120'	マイクロコンピュータ(実装していないもの)	0.0%	12,258,421	0.42%	0.25%
'720449900'	その他の鉄鋼のくず	1.0%	11,869,460	0.40%	0.24%
'750120000'	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	2%(ニッケル含有量8%未満のものは1%)	11,412,832	0.39%	0.23%
'854290000'	集積回路及び超小型組立の部分品	0.0%	10,897,557	0.37%	0.22%
'740200000'	粗銅及び電解精製用陽極銅	2.0%	10,395,584	0.35%	0.21%
'852830000'	ビデオプロジェクター	8.0%	10,027,291	0.34%	0.20%
'854890000'	その他の機器の電気式部分品	8.0%	9,967,553	0.34%	0.20%
'845691000'	半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械	0.0%	9,738,086	0.33%	0.19%
'722550900'	その他の合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもの)	4.0%	9,614,551	0.33%	0.19%
'290122000'	プロペン	2.0%	9,134,863	0.31%	0.18%
'290244000'	キシレン異性体の混合物	5.0%	8,888,527	0.30%	0.18%
'741021000'	精製銅のはく(裏張りしたもの)	8.0%	8,554,341	0.29%	0.17%
'701120000'	陰極線管用のガラス製のバルブ、チューブその他部分品	8.0%	8,443,072	0.29%	0.17%
'901380000'	その他の液晶デバイス、光学機器	8%(電子計算機用のみ0%)	8,386,510	0.28%	0.17%
総計	-	-	2,948,223,470	100.00%	58.98%

出典：貿易統計(2001)、日本国財務省、World Tariff社データ

第5部 別添文書

< 表8 > 日本の対韓主要輸入品目（上位50品目）

HS	品名	実行税率	WTO譲許税率	輸入額(千円)	輸入額に占める割合	往復貿易額に占める割合
'271000181'	揮発油(エチレン、ベンゼン等の製造に使用するもの)	12円 / kl(2002年4月から9円 / kl)	-	169,281,306	8.26%	3.39%
'854213021'	DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)	0.0%	0.0%	78,710,951	3.84%	1.57%
'847330010'	パソコン等の部分品	0.0%	0.0%	62,120,481	3.03%	1.24%
'271000150'	軽油	1270円 / kl(2002年4月から1257円 / kl)	-	61,074,311	2.98%	1.22%
'271000149'	灯油(アルキレン、ノルマルパラフィン以外)	570円 / kl(2002年4月から564円 / kl)	-	54,995,522	2.68%	1.10%
'847160010'	液晶式表示装置	0.0%	0.0%	52,755,823	2.57%	1.06%
'854219090'	その他の型のモノリシックデジタル集積回路(実装したもの)	0.0%	0.0%	48,136,064	2.35%	0.96%
'854213090'	その他のモノリシックデジタル集積回路(モス型、実装したもの)	0.0%	0.0%	35,018,747	1.71%	0.70%
'852290000'	ビデオ、テープレコーダー、レコードデッキ等の部分品	0.0%	0.0%	31,989,504	1.56%	0.64%
'852540000'	スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー	0.0%	0.0%	31,630,085	1.54%	0.63%
'847130000'	ノートパソコン等	0.0%	0.0%	31,526,530	1.54%	0.63%
'854213023'	ROM(読み出し専用メモリー)	0.0%	0.0%	24,602,278	1.20%	0.49%
'854213031'	MPU(マイクロプロセッサ)	0.0%	0.0%	22,565,187	1.10%	0.45%
'854213022'	SRAM(スタティックランダムアクセスメモリー)	0.0%	0.0%	18,336,337	0.89%	0.37%
'847150000'	パソコン等	0.0%	0.0%	17,968,224	0.88%	0.36%
'030349020'	めばちまぐる(冷凍)	3.5%	3.5%	17,908,296	0.87%	0.36%
'848071000'	射出式、圧縮式のゴム又はプラスチックの成型用の型	0.0%	0.0%	17,755,920	0.87%	0.36%
'851750000'	その他の有線通信機器	0.0%	0.0%	16,966,852	0.83%	0.34%
'271000163'	農林漁業の用に供する重油	0.0%	-	16,511,744	0.81%	0.33%
'847149000'	その他のデジタル式自動データ処理機械	0.0%	0.0%	15,700,417	0.77%	0.31%
'901380000'	液晶デバイスその他の光学機器	0.0%	0.0%	12,332,350	0.60%	0.25%
'271000137'	揮発油(自動車の燃料用)	1400円 / kl(2002年4月から1386円 / kl)	-	10,851,158	0.53%	0.22%
'220890129'	その他の蒸留酒(焼酎等)TQ二次	16.0%	16.0%	10,346,952	0.50%	0.21%
'730890010'	その他の構造物及び部分品(鉄鋼製)	0.0%	0.0%	10,313,337	0.50%	0.21%
'854213032'	MCU(マイクロコントローラ)	0.0%	0.0%	10,251,149	0.50%	0.21%
'852313021'	録画用磁気テープ(幅6.5mm~12.7mm)	0.0%	0.0%	9,890,588	0.48%	0.20%
'382490490'	化学工業において生産される化学品、調整品、残留物(その他のもの)	2.6%	2.6%	9,760,852	0.48%	0.20%
'271000143'	灯油(ジェットエンジンの燃料用)	570円 / kl(2002年4月から564円 / kl)	-	9,695,777	0.47%	0.19%
'030710100'	かき(生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍)	7.0%	7.0%	9,408,552	0.46%	0.19%
'030199290'	その他の魚(生きているもの)	3.5%	3.5%	9,335,209	0.46%	0.19%
'761519000'	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品	0.0%	0.0%	9,113,445	0.44%	0.18%
'720917019'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(厚さ0.5mm~1mm、炭素含有量が0.6%未満)	1.2%(2002年1月から0.8%)	1.2%(2002年1月から0.8%)	9,072,349	0.44%	0.18%

第5部 別添文書

'870870090'	車輪並びにその部分品、附属品(トラクター用を除く)	0.0%	0.0%	9,066,342	0.44%	0.18%
'271000139'	その他の揮発油	1400円 / kl (2002年4月から1386円 / kl)	-	8,801,206	0.43%	0.18%
'854213011'	記憶素子(実装していないもの)	0.0%	0.0%	8,665,401	0.42%	0.17%
'854230090'	その他のモノリシック集積回路(実装したもの)	0.0%	0.0%	8,003,277	0.39%	0.16%
'200590299'	その他の野菜調製品(キムチ等)	9.0%	9.0%	7,995,477	0.39%	0.16%
'392690029'	その他のプラスチック・ゴム製品	3.9%	3.9%	7,902,841	0.39%	0.16%
'720916019'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(厚さ1mm～3mm、炭素含有量が0.6%未満)	1.2%(2002年1月から0.8%)	1.2%(2002年1月から0.8%)	7,824,453	0.38%	0.16%
'847170040'	CD-ROM装置	0.0%	0.0%	7,699,468	0.38%	0.15%
'030342000'	きはだまぐる(冷凍)	3.5%	3.5%	7,549,214	0.37%	0.15%
'720851011'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(厚さ10mm～50mm、炭素含有量が0.6%未満、熱間圧延をしたもので巻いていないもの)	1.2%(2002年1月から0.8%)	1.2%(2002年1月から0.8%)	7,316,562	0.36%	0.15%
'080240000'	くり(生鮮または乾燥)	9.6%	9.6%	7,312,947	0.36%	0.15%
'852990000'	テレビ、電話等通信機器の部分品(アンテナ類を除く)	0.0%	0.0%	7,186,211	0.35%	0.14%
'160420014'	たらの卵(調整品)	9.0%	9.0%	7,049,219	0.34%	0.14%
'721049000'	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(亜鉛をめっきしたもの)	1.2%(2002年1月から0.8%)	1.2%(2002年1月から0.8%)	6,940,178	0.34%	0.14%
'271000175'	重油(比重0.9037以上、硫黄含有量0.3%超)	3410円 / kl (2002年4月から3202円 / kl)	-	6,784,052	0.33%	0.14%
'420310200'	その他の衣類	10.3%(2002年1月から10%)	10.3%(2002年1月から10%)	6,770,563	0.33%	0.14%
'390230010'	プロピレンの共重合体	2.8%	2.8%	6,770,331	0.33%	0.14%
'732690090'	その他の鉄鋼製品	0.0%	0.0%	6,750,708	0.33%	0.14%
	総計	-	-	2,050,389,637	100.00%	41.02%

出典：貿易統計(2001)、日本国財務省

第5部 別添文書

< 表9 > 韓国の対内直接投資

(単位：千米ドル)

	1999		2000		2001		2002		総計 (1962年-2002年)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国際機関	4	16,695	2	17,592	1	15,625	1	320	117	271,799
米州	666	4,202,925	999	6,039,613	766	5,584,067	588	4,858,960	6,353	33,259,149
米国	554	3,738,999	803	2,922,306	658	3,889,094	488	4,499,552	5,536	26,298,874
カナダ	48	347,134	54	519,887	26	1,506,425	32	260,907	262	2,919,312
その他	64	116,792	142	2,597,420	82	188,548	68	98,501	555	4,040,963
アジア	1,081	4,772,783	2,702	4,721,128	2,077	2,343,371	1,421	2,269,195	13,717	24,763,651
日本	392	1,749,716	614	2,448,222	591	772,184	474	1,403,312	7,225	12,715,137
シンガポール	46	414,064	82	304,192	58	189,564	48	146,187	409	2,494,268
香港	59	460,226	68	123,462	71	167,484	86	234,148	613	1,758,026
マレーシア	76	1,793,858	151	1,408,185	117	784,777	70	209,963	531	6,077,139
中国	323	26,586	1,165	76,496	812	70,422	441	249,357	3,101	471,885
台湾	41	31,674	73	250,922	32	314,186	29	8,785	269	703,720
その他	144	296,659	549	109,649	396	44,754	273	17,443	1,569	543,476
EU	312	6,250,715	375	4,391,469	306	3,061,939	264	1,662,850	3,138	24,578,982
ドイツ	61	959,547	112	1,599,400	62	459,410	68	283,664	857	5,205,961
英国	54	479,209	44	83,956	51	431,976	36	115,441	519	1,960,596
フランス	49	750,239	45	607,189	35	425,546	39	110,826	429	3,120,384
ベルギー	9	484,777	16	164,679	15	200,833	9	73,019	90	974,870
オランダ	80	3,321,848	67	1,768,403	64	1,244,808	43	450,516	598	10,359,631
アイルランド	14	19,904	18	48,533	16	174,376	10	22,592	125	1,375,311
その他	45	235,191	73	119,309	63	124,990	59	606,792	520	1,582,229
その他地域	110	298,429	193	46,909	268	286,842	161	309,769	1,179	1,775,989
総計	2,173	15,541,547	4,271	15,216,711	3,418	11,291,844	2,435	9,101,094	24,504	84,649,570

出典：韓国産業資源部

第5部 別添文書

< 表10 > 日本の対内直接投資

(単位:億円)

	1999	2000	2001	2002	合計(1999~2002)
合計	14,513	8,969	7,585	11,585	42,652
アジア	955	1,063	157	15	2,190
中国	4	1	1	2	8
台湾	239	320	200	-29	730
韓国	54	52	46	79	231
香港	577	613	114	-17	1,287
シンガポール	73	89	24	156	342
タイ	11	-16	-237	-168	-410
インドネシア	-1	0	0	-7	-8
マレーシア	-1	2	14	-2	13
フィリピン	-0	6	0	1	7
インド	0	1	1	-0	2
北米	823	63	5,168	3,920	9,974
米国	748	-1,052	4,247	3,213	7,156
カナダ	75	1,116	921	708	2,820
中南米	1,173	3,107	-1,229	-237	2,814
メキシコ	-	-0	-0	2	2
ブラジル	1	-1	-0	0	0
ケイマン諸島	-	-	-1,276	-143	-
大洋州	118	383	-53	-21	427
オーストラリア	113	392	16	-1	520
ニュー・ジーランド	1	-9	-1	-7	-16
西欧	11,419	4,363	3,557	7,915	27,254
ドイツ	-56	2,082	295	696	3,017
イギリス	199	242	-1,482	678	-363
フランス	8,514	2,454	515	2,888	14,371
オランダ	2,110	1,822	3,106	2,143	9,181
イタリア	6	-29	466	144	587
ベルギー・ルクセンブルグ	23	162	-	-	-
ベルギー	-	-	217	62	-
ルクセンブルグ	-	-	91	491	-
スイス	547	106	155	1,309	2,117
スウェーデン	-8	-25	302	-426	-157
スペイン	12	21	-2	2	33
東欧・ロシア等	10	1	5	2	18
ロシア	10	0	5	1	16
中東	-6	-6	-19	-21	-52
サウディ・アラビア	-3	-3	-13	-11	-30
アラブ首長国連邦	0	-	-0	0	0
イラン	-	-	-	-	-
アフリカ	13	-7	-1	0	5
南アフリカ共和国	-	-	-	-	-
国際機関	-	-	-	-	-
非分類	-	-	-	-	-

(備考) (-)は資本の流出(負債の減少)を示す。

出典：国際収支統計、日本国財務省

第5部 別添文書

< 表11 > 韓国の対外直接投資

(単位：千米ドル，通報された件数)

	1999		2000		2001		2002.1~12		総計 (1981年-2002年12月)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
米国	349	1,809,029	704	1,299,661	513	1,821,552	461	1,374,999	3,586	14,574,491
カナダ	13	19,491	35	41,061	30	51,393	22	8,815	193	1,843,180
ブラジル	4	115,000	4	5,000	4	41,000	3	14,430	45	591,896
メキシコ	10	11,395	15	38,121	2	7,298	10	43,135	93	369,262
アルゼンチン	1	29,000	2	8,640	1	4,310	0	0	48	306,324
ASEAN	125	450,392	197	675,590	217	499,525	265	432,701	2,850	9,227,781
日本	37	98,588	136	138,623	117	100,854	83	75,415	639	913,403
中国	552	480,668	898	921,066	1,116	960,401	1,446	2,901,776	9,024	11,136,106
シンガポール	10	78,279	19	215,705	15	28,407	13	41,157	152	856,141
香港	28	397,929	56	291,063	46	73,815	58	211,874	568	2,222,960
インド	5	216,383	4	11,759	11	33,345	8	43,040	133	1,315,387
オーストラリア	17	53,689	26	123,082	16	10,715	17	54,081	248	2,451,077
EU	32	321,677	49	172,709	52	2,190,450	52	766,813	575	7,025,343
英国	4	153,177	15	54,852	8	323,028	10	31,547	120	2,082,288
フランス	8	17,871	7	8,720	5	31,289	6	50,390	65	473,044
ドイツ	7	78,748	13	64,122	19	117,716	26	144,226	171	1,132,537
オランダ	4	10,386	4	23,293	11	1,684,612	1	382,397	53	2,521,028
ベルギー	1	33,265	1	5,215	1	25,468	0	9,008	11	112,127
イタリア	1	16,194	1	11,839	2	30	2	99,235	31	229,427
スウェーデン	1	5,000	1	30	0	0	1	1,650	5	21,781
スペイン	3	795	0	0	2	2,075	1	18,137	20	152,665
スイス	0	2,900	0	0	1	138	1	9,285	10	34,044
ロシア	8	3,376	12	10,152	11	20,856	13	46,572	186	352,957
サウジアラビア	1	800	1	1,418	2	305	2	1,466	42	77,866
総計	1,266	5,001,251	2,258	5,907,026	2,285	6,236,272	2,587	5,317,258	19,873	62,684,100

出典：韓国輸出入銀行

第5部 別添文書

< 表12 > 日本の対外直接投資

(単位：1億円)

	1999	2000	2001	2002	合計(1999~2002)
合計	-25,906	-34,008	-46,586	-40,476	-146,976
アジア	-2,234	-2,342	-9,523	-10,246	-24,345
中国	-414	-1,010	-2,626	-3,270	-7,320
台湾	5	112	-440	-571	-894
韓国	-418	-1,166	-793	-543	-2,920
香港	180	133	-612	-281	-580
シンガポール	-757	1,630	-1,179	-2,356	-2,662
タイ	144	-639	-1,932	-657	-3,084
インドネシア	-228	-634	-587	-380	-1,829
マレーシア	377	1	-697	-327	-646
フィリピン	-682	-551	-335	-1,371	-2,939
インド	-301	-188	-185	-187	-861
北米	-7,468	-15,266	-9,328	-10,838	-42,900
米国	-8,081	-15,209	-8,605	-9,513	-41,408
カナダ	613	-62	-723	-1,325	-1,497
中南米	-6,281	-4,294	-5,259	-5,103	-20,937
メキシコ	-1,301	-403	-3	-301	-2,008
ブラジル	-756	349	-1,075	-929	-2,411
ケイマン諸島	-	-	-1,813	-4,332	-6,145
大洋州	-57	-313	-813	-1,784	-2,967
オーストラリア	454	-173	-673	-1,431	-1,823
ニュージーランド	-72	-103	-188	-36	-399
西欧	-9,360	-11,791	-21,767	-12,235	-55,153
ドイツ	-249	-591	-834	-722	-2,396
イギリス	-1,874	-7,329	-15,624	-2,572	-27,399
フランス	-696	-315	-274	-5,024	-6,309
オランダ	-7,538	-2,450	-3,738	-1,823	-15,549
イタリア	-37	-19	-41	-373	-470
ベルギー・ルクセンブルグ	673	-12	-	-	-
ベルギー	-	-	-791	-2,209	-
ルクセンブルグ	-	-	175	7	-
スイス	512	111	-155	-195	273
スウェーデン	-12	-895	134	409	-364
スペイン	117	-197	89	-109	-100
東欧・ロシア等	-155	-178	-85	-179	-597
ロシア	-21	-16	-12	-33	-82
中東	-120	45	0	-112	-187
サウジアラビア	-157	30	-43	-101	-271
アラブ首長国連邦	-1	8	47	-33	21
イラン	48	1	1	-1	49
アフリカ	-237	208	223	-285	-91
南アフリカ共和国	-79	-13	-11	-133	-236
国際機関	-	-	-	-	-
非分類	-	-	-	-	-

(備考) (-)は資本の流出(負債の減少)を示す。

出典：国際収支統計、日本国財務省

第5部 別添文書

< 表 13 > 韓国のサービス貿易

(単位：百万米ドル)

	2001	2000	1999	1998
サービス貿易	-3827.5	-2889.2	-651	1024.1
受取	29055	30533.6	26528.8	25564.6
支払	32882.5	33422.8	27179.8	24540.5
1. 輸送	2472	2808	1486.3	1221.1
受取	13180.2	13687.3	11466.1	10204
支払	10708.2	10879.3	9979.8	8982.9
2. 旅行	-1232.9	-297.6	1959.7	3438.2
受取	6384.1	6834.3	6840.6	6908.2
支払	7617	7131.9	4880.9	3470.0
3. その他サービス	-5066.6	-5399.6	-4097	-3635.2
受取	9490.7	10012	8222.1	8452.4
支払	14557.3	15411.6	12319.1	12987.6
3.1. 通信サービス	-344.3	-235.2	-276.8	-477.5
受取	397.5	387.4	400.2	655.6
支払	741.8	622.6	677	1133.1
3.2. 保険サービス	-313.8	-77.8	162.6	-91.3
受取	60.1	68.2	48.4	51.5
支払	373.9	146	-114.2	142.8
3.3. 特許等使用料	-2129.4	-2533	-2205.9	-2109.2
受取	923.5	688.1	455.1	260.1
支払	3052.9	3221.1	2661	2369.3
3.4. 営利サービス	-3124.7	-3338.8	-2240.4	-1136.5
受取	6388.4	7199.8	6034.7	6579.5
支払	9513.1	10538.6	8275.1	7716
3.5. 公的サービス	498.6	362.8	355.9	307.7
受取	952.4	787.4	762.8	736.6
支払	453.8	424.6	406.9	428.9
3.6. その他	347	422.4	107	-128.4
受取	768.8	881.1	520.9	169.1
支払	421.8	458.7	413.3	297.5
所得合計	-1198.1	-2421.3	-5159	-5638.3
受取	6649.6	6375.4	3244.6	2674.9
支払	7847.7	8796.7	8403.6	8313.2
1. 雇用者報酬	496.8	531.1	484.7	404.1
受取	566	581.7	527	446.3
支払	69.2	50.6	42.3	42.2
2. 直接投資収益	-1694.9	-2952.4	-5643.7	-6042.4
受取	6038.6	5793.7	2717.6	2228.6
支払	7778.5	8746.1	8361.3	8271
経常移転	-227.3	680.1	1915.8	3352.3
受取	6686.7	6500.1	6421.3	6736.6
支払	6914	5820	4595.5	3384.3

出典：韓国銀行

第5部 別添文書

< 表 14 > 日本のサービス貿易

(単位：1億円)

年		1996	1997	1998	1999	2000	2001
サービス合計	受取	73,657	83,883	81,647	69,353	74,621	78,342
	支払	141,447	149,308	146,192	130,859	125,959	131,491
輸送	受取	23,496	26,398	27,815	26,050	27,595	29,169
	支払	36,563	37,602	37,153	34,776	37,834	39,336
海上輸送	受取	15,702	17,539	18,629	17,030	18,115	19,949
	支払	23,269	24,731	25,816	22,196	22,713	24,805
航空輸送	受取	7,769	8,839	9,163	8,998	9,451	9,195
	支払	13,235	12,779	11,238	12,506	15,034	14,426
旅行	受取	4,447	5,241	4,906	3,909	3,637	4,018
	支払	40,329	39,890	37,645	37,196	34,366	32,188
その他サービス	受取	45,713	52,245	48,924	39,394	43,391	45,152
	支払	64,557	71,814	71,395	58,886	53,758	59,969
通信サービス	受取	1,499	1,650	1,518	874	885	873
	支払	2,033	2,077	2,085	1,604	1,239	1,300
建設サービス	受取	6,450	9,500	10,145	6,555	6,296	5,816
	支払	5,239	6,601	7,236	4,928	4,313	4,638
保険サービス	受取	531	420	79	(84)	186	(126)
	支払	2,084	2,461	3,114	2,672	2,182	3,227
金融サービス	受取	3,086	2,237	2,106	2,316	3,087	3,295
	支払	3,241	3,237	2,794	3,089	2,028	2,001
情報サービス	受取	1,330	1,713	1,737	1,427	1,691	1,714
	支払	2,658	4,221	4,619	3,366	3,307	3,204
特許等使用料	受取	7,257	8,839	9,659	9,310	11,024	12,689
	支払	10,684	11,634	11,706	11,213	11,863	13,490
その他営利業務	受取	23,910	26,189	22,324	17,947	19,088	19,721
	支払	35,901	38,608	36,718	29,605	26,182	28,934
文化・興行サービス	受取	194	284	553	276	125	143
	支払	1,316	1,316	1,645	1,284	1,375	1,690
公的その他サービス	受取	1,456	1,413	803	771	1,008	1,027
	支払	1,400	1,660	1,478	1,126	1,268	1,485
所得合計	受取	122,092	135,248	131,425	105,140	104,724	125,145
	支払	63,959	64,877	59,983	39,399	39,672	41,135
雇用者報酬	受取	278	426	435	402	290	259
	支払	280	413	411	354	294	309
直接投資収益	受取	15,866	19,451	16,231	7,036	8,905	20,447
	支払	3,913	4,806	3,253	2,692	2,826	5,013
証券投資収益	受取	62,039	71,455	69,541	62,444	66,085	76,633
	支払	18,448	17,979	16,777	13,080	14,959	14,363
その他投資収益	受取	43,913	43,913	45,221	35,259	29,444	27,807
	支払	41,318	41,675	39,541	23,266	21,593	21,450
経常移転	受取	6,547	7,272	7,187	7,045	7,940	7,472
	支払	16,323	17,985	18,650	20,914	18,536	17,077

出典：国際収支統計、日本国財務省

第5部 別添文書

< 表15 > 韓国の対日サービス貿易

(単位：百万米ドル)

	2001	2000	1999	1998
サービス合計	1934	1807.3	1750.7	1993.9
受取	6136.2	7299.2	6450.7	6130
支払	4202.2	5491.9	4700	4136.1
1. 輸送	254.3	102.4	-298.5	-412.2
受取	1756.9	2231.3	1730.6	1282.3
支払	1502.6	2128.9	2029.1	1694.5
2. 旅行	1666.3	2145.3	2370.2	2446.1
受取	2940.3	3615.9	3549.7	3418
支払	1274	1470.6	1179.5	971.9
3. その他サービス	13.4	-440.4	-321	-40.4
受取	1439	1452	1170.4	1429.7
支払	1425.6	1892.4	1491.4	1469.7
3.1. 通信サービス	-46.9	-32.9	-19.7	-25.1
受取	91.2	82.2	81.4	121.5
支払	138.1	115.1	101.1	146.6
3.2. 保険サービス	-9.4	-8.4	1.2	-3.2
受取	4.2	3.8	9.4	6.9
支払	13.6	12.2	8.2	10.1
3.3. 特許等使用料	-347.3	-552.1	-510.6	-503.7
受取	108.9	2.6	0.3	2.1
支払	456.2	554.7	510.9	505.8
3.4. その他営利業務	416.4	173.7	230	521.7
受取	1158.5	1307.6	1036.3	1272.1
支払	742.1	1133.9	806.3	750.4
3.5. 公的その他サービス	-19.6	-36.6	-22.2	-27.7
受取	24.4	16.9	23.2	14.3
支払	44	53.5	45.4	42
3.6. その他	20.2	15.9	0.3	0.8
受取	51.8	38.9	19.8	12.8
支払	31.6	23	19.5	14.8
所得合計	-789.9	-652.6	-1129.4	-1199.9
受取	22.3	420.6	-90.2	-227.8
支払	812.2	1073.2	1039.2	972.1
1. 雇用者報酬	53.8	61.8	91.2	52.7
受取	59.5	65.2	92.5	53.5
支払	5.7	3.4	1.3	0.8
2. 投資収益	-843.7	-714.4	-1220.6	-1252.6
受取	-37.2	355.4	-182.7	-281.3
支払	806.5	1069.8	1037.9	971.3
経常移転	732.3	835.3	1057.5	1074.4
受取	1332.5	1373.8	1412.3	1355.5
支払	600.2	538.5	354.8	280.7

出典：韓国銀行

第5部 別添文書

< 表 16 > 日本の対韓サービス貿易

(単位：1億円)

年		1998	1999	2000	2001
サービス合計	受取	3,073	3,034	3,661	3,904
	支払	6,624	6,387	6,860	6,531
輸送	受取	1,265	1,593	2,000	2,027
	支払	1,776	1,769	2,124	2,099
海上輸送	受取	938	1,071	1,286	1,322
	支払	1,022	914	1,026	1,072
航空輸送	受取	327	520	714	705
	支払	753	854	1,098	1,027
旅行	受取	494	456	451	508
	支払	3,631	3,553	3,692	3,347
その他サービス	受取	1,315	985	1,210	1,370
	支払	1,215	1,063	1,044	1,085
通信サービス	受取	98	65	55	97
	支払	95	52	48	57
建設サービス	受取	45	15	26	26
	支払	97	81	61	69
保険サービス	受取	18	16	34	6
	支払	32	29	31	31
金融サービス	受取	22	43	20	20
	支払	8	19	14	9
情報サービス	受取	41	20	18	21
	支払	43	37	36	33
特許等使用料	受取	373	330	376	351
	支払	13	7	11	26
その他営利業務サービス	受取	663	418	520	679
	支払	891	809	799	805
文化・興行サービス	受取	7	7	9	9
	支払	13	6	17	24
公的その他サービス	受取	48	71	151	160
	支払	24	23	25	30
所得合計	受取	1,706	1,265	1,233	1,303
	支払	561	348	475	350
雇業者報酬	受取	6	0	2	3
	支払	43	40	32	43
直接投資収益	受取	122	118	140	415
	支払	17	17	12	7
証券投資収益	受取	424	400	357	322
	支払	1	18	31	69
その他投資収益	受取	1,156	983	732	564
	支払	500	274	400	230
経常移転	受取	59	71	75	84
	支払	807	828	724	735

出典：国際収支統計、日本国財務省

第5部 別添文書

4. NTM協議会の概要報告

2003年2月に開催された日韓FTA共同研究会の会合において、双方は、非関税措置（NTMs）について協議するために、政府関係者及び民間専門家から構成される小委員会を研究会の傘下に設置することで合意した。

その結果、日韓双方は、2003年の5月27日と9月1日、2回にわたってNTM協議会を開催した。この2回の会合で話し合われた具体的な事項の一覧が、本報告の別添として掲載されている。

NTM協議会において、日韓双方は、産業界からの情報に基づいてそれぞれの国が相手国におけるNTMsであるとして認識している項目を列挙し、次いで、列挙した問題を1つ1つ個別に議論した。また、NTM協議会は、そうした問題に関連する法令を明らかにし、NTMsを解決する方法を検討するためには、権限を有する当局機関の参加が必要であることを確認した。

双方は、NTM協議会が生産的な手続であることに一致した。2回のNTM協議会は、双方よりNTMとして提起された事項について集中して討議することにより、互いに理解を深めた。双方は、NTMsは複雑であるため、短期間のうちに解決することは困難であることについて共通の見解を有した。これに関連し、双方は、個々のNTMsについて深く検討し、調査するため、継続的から一貫した努力が双方にとって必要であることに合意した。

双方は、二国間においてNTM協議会によって行われた作業は、各々の国における産業活動を助長し、自由かつ公正な二国間貿易を促進するため、共同研究会が活動を終えた後も継続されるべきであるという点で共通の見解をもった。

第5部 別添文書

別添

N T M協議会において両国により提起された要請事項

< 韓国側 >

- 1．韓国産の海洋水産物の輸入割当を拡大すること。
- 2．製品の大きさにかかわらず同一の料金が課されている家電リサイクル料金制度を改定すること。
- 3．U L (Underwriters Laboratories) や T U V (Technical Inspection Association) 又は E T L S E M K O²³ などにより既に認定済みの D V R (Digital Versatile Readers) に対する検査をを免除すること。
- 4．外国人株主が移動体放送合弁事業会社の取締役会の投票権を持つ役員になることを認めるように役員に関する基準を改定すること。
- 5．活魚運搬車等の韓国の特殊車輛が日本の道路を走行する許可を与えること。
- 6．港湾使用料を引き下げること。
- 7．日本の自治体による公共工事の入札に際する保険証券の要件を改定し、銀行が発行する入札保証書についても認めること。
- 8．J V (共同企業体) を形成することなく公共工事の入札に傘下する資格を建設会社に与えること。
- 9．駐在員の在留期間更新手続に関し、配偶者による手続を認めること。
- 10．査証の取得や在留期間の更新に関連する困難な点を減少させること。
- 11．裁判所による競売物件の鑑定評価額を公開すること。
- 12．裁判所への供託が日本のいかなる銀行の発行する小切手によっても行えるようにすること及びまた口座振り込みを認めること。(現在そのような供託は現金又は日本銀行が発行する小切手のみによるとされている。)
- 13．税関検査における小麦粉調整品を定義する基準を明確化すること、また、砂糖を添加した小麦粉調整品を小麦粉に分類する取扱いを改善すること。
- 14．食材輸入業者に、税関検査の分析手法、その結果、及び検査結果通知予定日を書面で通知すること。
- 15．裁判所による認定以前でも、未回収の利子に対して課税しないこと。
- 16．酒類小売業免許の要件を明確化すること。
- 17．最終使用目的が文書により明らかにされている韓国産の自動車用カーペットについて別途の関税分類区分を設けること。
- 18．最終使用目的が文書により明らかにされている韓国産の自動車用シートについて別途の関税分類区分を設けること。

²³ Electrical Testing Laboratories + Svenska Elektriska Materielkontrollanstalten

第5部 別添文書

19. 外国人が銀行口座を開設する際にパスポートによる身分証明を認めること。
20. 新規輸入車の検査に関し、PHP検査の基準を合理化すること。
21. 韓国産の貝に対する貝毒検査の期間を貝毒の発生時期に限定すること及び両国の当局の間で韓国が貝類の衛生向上のために払っている努力に関する情報を交換するための両国の当局間の協議会を設けること。
22. 韓国産生カキに対する検疫措置を緩和し、日本の市場における韓国産生カキの寿命を増加させること。
23. 貨物の積み込み及び積み卸しの前に日本港運協会との協議を船会社に対して義務づけていることを廃止すること。
24. 輸入生鮮野菜に対する検疫の件数の上限を廃止すること。
25. 韓国産の蒸製皮革粉の輸入を解禁すること。
26. 食品輸入の際、指定検査機関による事前検査において、日本の輸入業者が韓国の製造者から得た食品サンプルをサンプルとして使用することを認めること。
27. 日本ポリオレフィン等衛生協議会（JHOSPA）の規則を改定すること（新規会員となるための要件を緩和することや会費の引き下げ等）。
28. ITに関連する入札の結果について、落札者や最終落札価格を含め公開すること。また、入札に関する不公正な慣行を改善すること。

日本側

1. 従業員持株組合への優先的新株割当規制を撤廃すること、又は、韓国で営業している外国企業をそのような規制の例外とすること。
2. 韓国労働委員会が労働争議に関する裁定を行う際に更なる努力を行うこと。
3. 「No-work No-pay原則」を徹底すること。
4. 被用者又は労働者の未消化休暇の買取は雇用者の義務ではないことを明確化すること。
5. 退職金計算の際に柔軟性を認めること。
6. 違法な労働行為に対し厳正かつ迅速な措置をとること。
7. レンタカーに付随している運転手の地位に関する規定を改定すること。
8. 税務調査の期間を短縮すること。調査対象企業に必要な書類を準備する十分な時間を与えること。調査対象企業に適切な支持を与えること。
9. 韓国に支店を有する外国銀行の信用供与限度額を決定する際に、本店の自己資本を基準として使用すること。
10. 韓国で営業している外国金融機関に対し、中小企業への信用保証基金への義務的拠出を免除すること。
11. 韓国の法律サービス市場における競争を促進するため韓国の司法制度を改革すること。

第5部 別添文書

12. 日本の大衆文化の輸入制限に関する規制を更に撤廃すること。
13. 韓国が「国連の車両等の相互承認協定（1958年協定）」に加入すること。また国連ECE規則を採用すること。